

比治山大学短期大学部収容定員関係学則変更届出書

令和6年4月25日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人 比治山学園
理事長 木谷 健

このたび、比治山大学短期大学部の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

基本計画書

基本計画										
事項		記入欄						備考		
計画の区分		短期大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者		ガッコウホウジンヒジヤマガクエン 学校法人比治山学園								
フリガナ大学の名称		ヒジヤマダイガクタンキダイガクブ 比治山大学短期大学部								
大学本部の位置		広島県広島市東区牛田新町四丁目1番1号								
大学の目的		本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、悠久不滅の生命の理想に向かって精進する豊かな人類愛と科学的知性を備えた人間を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的		18歳人口の動向、広島県内進学状況、各学科の定員確保状況等を踏まえ、入学定員及び収容定員数を削減し規模を適正化する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
	幼児教育科	2年	50(100)	—	100(200)	短期大学士(幼児教育)	教育学・保育学関係	令和7年4月第1年次	広島県広島市東区牛田新町四丁目1番1号	
	総合生活デザイン学科	2年	50(70)	—	100(140)	短期大学士(生活学)	家政関係	令和7年4月第1年次	同上	
	計	—	—	—	—					
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)		令和7年4月編入学定員変更予定(定員減) 比治山大学 現代文化学部 言語文化学科(△2) マスコミュニケーション学科(△2) 社会臨床心理学科(△3) 子ども発達教育学科(△8) 健康栄養学部 管理栄養学科(△3)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計	単位				
		科目	科目	科目	科目	単位				
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員(助手を除く)		
		教授	准教授	講師	助教	計				
新設	幼児教育科	3人 (3)	3人 (3)	4人 (4)	0人 (0)	10人 (10)	0人 (0)	53人 (53)		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	10 (10)		短期大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 5人		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計(a～b)	3 (3)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	10 (10)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計(a～d)	3 (3)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	10 (10)				
	総合生活デザイン学科	3人 (3)	1人 (1)	2人 (2)	0人 (0)	6人 (6)			1人 (1)	51人 (51)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	6 (6)				短期大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 4人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計(a～b)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	6 (6)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計(a～d)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	6 (6)				
計	6 (6)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	16 (16)	1 (1)				

既設分	美術科		3 (3)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	8 (8)	1 (1)	50 (50)	短期大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 6人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	8 (8)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）	3 (3)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	8 (8)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計（a～d）	3 (3)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	8 (8)				
	計		3 (3)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	8 (8)	1 (1)	- (-)	
	合 計		9 (9)	7 (7)	7 (7)	1 (1)	24 (24)	2 (2)	- (-)	
	職 種		専 属			そ の 他			計	
事 務 職 員		9 (9)			59 (59)			68 (68)		
技 術 職 員		2 (2)			1 (1)			3 (3)		
図 書 館 職 員		0 (0)			5 (5)			5 (5)		
そ の 他 の 職 員		0 (0)			0 (0)			0 (0)		
指 導 補 助 者		0 (0)			0 (0)			0 (0)		
計		11 (11)			65 (65)			76 (76)		
校地等	区 分	専 用	共 用		共用する他の学校等の専用			計		
	校 舎 敷 地	0㎡	23,247㎡		0㎡			23,247㎡		
	そ の 他	0㎡	71,911㎡		0㎡			71,911㎡		
	合 計	0㎡	95,158㎡		0㎡			95,158㎡		
校 舎		専 用	共 用		共用する他の学校等の専用			計		
		4,005.397㎡ (4,005.397㎡)	18,037.009㎡ (18,037.009㎡)		10,471.639㎡ (10,471.639㎡)			32,514.045㎡ (32,514.045㎡)		
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室		教 員 研 究 室			室		
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕冊	電子図書 〔うち外国書〕種		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕種	機械・器具 点	標本 点	
		〔 〕	〔 〕		〔 〕		〔 〕	〔 〕	〔 〕	
		〔 〕	〔 〕		〔 〕		〔 〕	〔 〕	〔 〕	
	計	〔 〕	〔 〕		〔 〕		〔 〕	〔 〕	〔 〕	
スポーツ施設等		スポーツ施設		講堂			厚生補導施設			
		㎡		㎡			㎡			
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
			教員1人当り研究費等		220千円	220千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円
					220千円	220千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円
		共同研究費等		220千円	220千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
				500千円	500千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
				0千円	0千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
		図書購入費		500千円	500千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
				640千円	640千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
				410千円	410千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
		設備購入費		570千円	570千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
				230千円	230千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
				1,600千円	1,600千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
				1,400千円	1,400千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
	学生1人当り納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
			1,180千円	950千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円		
			1,180千円	950千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円		
			1,280千円	1,050千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、雑収入等							

既設大学等の状況	大学等の名称	比治山大学短期大学部							総合生活デザイン学科令和6年度入学定員減（△30人）
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	
		年	人	年次人	人		倍		
	幼児教育科	2	100	—	200	短期大学士（幼児教育）	0.63	昭和45年度	
既設大学等の状況	総合生活デザイン学科	2	70	—	170	短期大学士（生活学）	0.50	昭和42年度	広島県広島市東区牛田新町四丁目1番1号
	美術科	2	70	—	140	短期大学士（美術）	0.89	昭和42年度	
既設大学等の状況	大学等の名称	比治山大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	
		年	人	年次人	人		倍		
	現代文化学部						0.85		
	言語文化学科	4	120	3年次5	490	学士（文学）	0.81	平成6年度	
	マスコミュニケーション学科	4	60	3年次5	246	学士（文学）	0.83	平成16年度	
	社会臨床心理学科	4	60	3年次5	250	学士（心理学）	1.05	平成16年度	
	子ども発達教育学科	4	70	3年次10	300	学士（教育学）	0.79	平成21年度	
	健康栄養学部						0.63		
	管理栄養学科	4	70	3年次5	290	学士（栄養学）	0.63	平成26年度	
	現代文化研究科								
	現代文化専攻	2	9	—	18	修士（文学又は学術）	0.05	平成18年度	
	臨床心理学専攻	2	5	—	10	修士（文学又は学術）	1.10	平成18年度	
附属施設の概要		名称：比治山大学短期大学部付属幼稚園 目的：幼児教育、保育者養成教育 所在地：広島県広島市東区牛田新町四丁目1番1号 設置年月：昭和43年4月 規模等：土地5,416㎡ 建物延床面積1,622.37㎡							

（注）

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については，専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」，短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」，専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」，「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 7 空欄には，「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人比治山学園 設置認可等に関わる組織の移行表

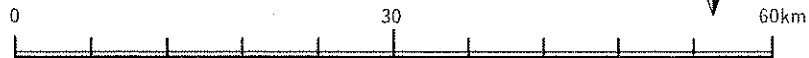
令和6年度			
	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
比治山大学			
現代文化学部			
言語文化学科	120	5	490
マスコミュニケーション学科	60	3	246
社会臨床心理学科	60	5	250
子ども発達教育学科	70	10	300
健康栄養学部			
管理栄養学科	70	5	290
計	380	28	1576
比治山大学大学院			
現代文化研究科			
現代文化専攻	9	-	18
臨床心理学専攻	5	-	10
計	14	-	28
比治山大学短期大学部			
幼児教育科	100	-	200
総合生活デザイン学科	70	-	140
美術科	70	-	140
計	240	-	480
比治山大学 子ども発達教育専攻科			
子ども発達教育専攻	10	-	10
計	10	-	10
比治山大学短期大学部 専攻科			
美術専攻	15	-	15
計	15	-	15

令和7年度				
	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	変更の事由
比治山大学				
現代文化学部				
言語文化学科	120	<u>3</u>	<u>486</u>	定員変更(△2)
マスコミュニケーション学科	60	<u>1</u>	<u>242</u>	定員変更(△2)
社会臨床心理学科	60	<u>2</u>	<u>244</u>	定員変更(△3)
子ども発達教育学科	70	<u>2</u>	<u>284</u>	定員変更(△8)
健康栄養学部				
管理栄養学科	70	<u>2</u>	<u>284</u>	定員変更(△3)
計	380	<u>10</u>	<u>1540</u>	
比治山大学大学院				
現代文化研究科				
現代文化専攻	9	-	18	
臨床心理学専攻	5	-	10	
計	14	-	28	
比治山大学短期大学部				
幼児教育科	<u>50</u>	-	<u>100</u>	定員変更(△50)
総合生活デザイン学科	<u>50</u>	-	<u>100</u>	定員変更(△20)
美術科	<u>70</u>	-	<u>140</u>	
計	<u>170</u>	-	<u>340</u>	
比治山大学 子ども発達教育専攻科				
子ども発達教育専攻	10	-	10	
計	10	-	10	
比治山大学短期大学部 専攻科				
美術専攻	15	-	15	
計	15	-	15	

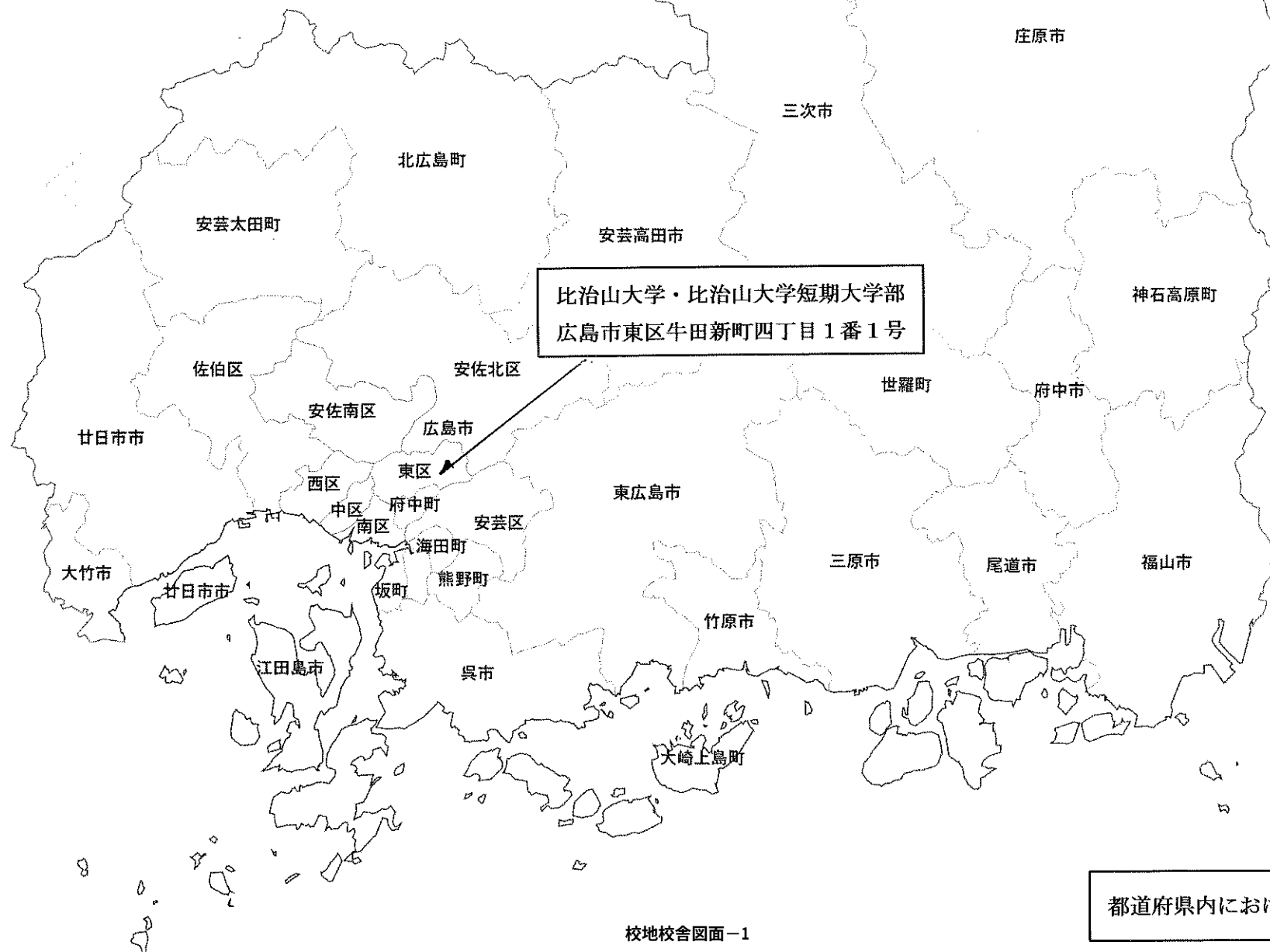
広島県

1:600,000

1cm=6km



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を使用した。(承認番号 平30情使 第543号)」



都道府県内における位置関係の図面



最寄駅からの距離、交通機関及び
所要時間がわかる図面

比治山大学短期大学部学則

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、悠久不滅の生命の理想に向かって精進する豊かな人類愛と科学的知性を備えた人間を育成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、幅広い教養と専門的な学術及び技能を修めるものとする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第1条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(教育研究活動等の公表)

第1条の4 本学は、公的教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、教育研究水準の向上を図るために、教育研究活動等に関する情報を広く社会に公表するものとする。

2 公表する情報、実施体制及び方法については、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

(学科・専攻)	(入学定員)	(収容定員)
幼児教育科	50人	100人
総合生活デザイン学科	50人	100人
美術科	70人	140人

(学科の目的)

第2条の2 学科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幼児教育科は、保育技術や知識の修得、感性・創造性・表現力の育成、カウンセリングマインドの習熟、保育観、人間観を確立することを目標にして、優れた保育技術を備え、人として尊敬される人材を育成する。
- (2) 総合生活デザイン学科は、生活を総合的にとらえ、新しいライフスタイルをデザインし、自分らしく生きがいのある暮らしを切り開き、社会で活躍できる「生きる力」を備えた人材を育成する。
- (3) 美術科は、「描くこと」「造ること」を基本に、多様なコースでの実習を通して、感性を磨き、創造性を育み、集中力と持続力を養い、確かな表現力で地域社会に貢献できる個性豊かな人材を育成する。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は2年とする。ただし、第67条の2に該当する者については別に定める。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、教授会の意見を聴いて、学期の開始日・終了日を変更することができる。

(休業日)

第6条 本学における休業日を次のとおり定める。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

学園創立記念日 4月15日

春季休業日 3月23日から4月6日まで

夏季休業日 8月1日から9月30日まで

冬季休業日

12月24日から1月7日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(授業期間)

第7条 授業期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程

(教育課程・授業科目・単位数)

第8条 本学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。
- 3 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。
- 4 前項に規定するもののほか、外国人留学生に対して必要があると認めるときは、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。
- 5 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けたもの（以下「帰国子女又は中国引揚者等子女」という。）の教育について本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設することができる。

(免許及び資格に関する科目)

第9条 (削除)

第5章 履修の方法、学習の評価、課程の修了及び卒業

(履修の方法)

第10条 履修の方法については、この学則に定めるもののほか、別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第11条 学生は、学期の当初に、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また、単位を取得することはできない。

第11条の2 学生は、他の学科の授業科目等を選択科目として履修することができる。

- 2 前項の履修の方法については、別に定める。

(単位取得の認定)

第12条 各授業科目の履修を修了した者には、認定の上単位を与える。

2 単位取得の認定の方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

第13条 試験等の時期は、原則として学期末又は学年末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第14条 当該授業科目の履修について、学期の当初に登録していない者は、試験を受けることはできない。

(追試験・再試験)

第15条 病気等やむを得ない事情により定期試験が受けられなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。(その手続きは別に定める。)

2 定期試験で不合格があった者については、再試験を行うことがある。(その手続きは別に定める。)

(学習の評価)

第16条 試験等の評価は、秀、優、良、可又は不可をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位)

第17条 各授業科目の単位は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第17条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第18条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学、大学又はこれに相当する教育機関等に留学する場合に準用する。

- 3 前2項の規定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第19条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第

1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第18条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第18条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第21条 削除

(外国人留学生等に関する履修方法の特例)

第22条 外国人留学生が第8条第4項に規定する授業科目の単位を修得したときは、8単位までを共通教育科目の単位に代えることができる。

- 2 前項の規定は、帰国子女又は中国引揚者等子女が第8条第5項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。

- 3 前2項の規定の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(卒業の要件)

第23条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、幼児教育科66単位以上、総合生活デザイン学科64単位以上、美術科64単位以上修得しなければならない。

- 2 授業科目の区分ごとの修得単位数は、別表3のとおりとする。

- 3 第1項に規定する所定の単位のうち、第17条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は30単位を超えないものとする。

- 4 前項に関し必要な事項については、別に定める。

(免許及び資格の取得)

第24条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 指定保育士養成施設卒業証明書を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に規定する科目及び単位を修得しなければならない。ただし、指定保育士養成施設卒業証明書を受けることのできる者は、保育士養成施設の指定を受けた入学定員50人（収容定員100人）とする。

- 3 秘書士資格認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。

- 4 上級秘書士認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。
- 5 フードコーディネーター資格認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。
- 6 本学の各学科において取得できる資格及び免許の種類は、次のとおりとする。

(学科)	(取得できる資格及び免許)
幼児教育科	幼稚園教諭二種免許状
総合生活デザイン学科	指定保育士養成施設卒業証明書 中学校教諭二種免許状 家庭 秘書士資格認定証 上級秘書士資格認定証 フードコーディネーター3級資格認定証
美術科	中学校教諭二種免許状 美術

第24条の2 前条の免許及び資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(卒業及び学位)

第25条 本学に2年以上在学し、第23条に定める単位を修得した者に対する課程の修了及び卒業は、教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

- 2 前項の規定により卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。
- 3 短期大学士の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学科名	専攻分野の名称
幼児教育科	幼児教育
総合生活デザイン学科	生活学
美術科	美術

- 4 学位記の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(学位授与の取消)

第25条の2 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の意見を聴いて当該学位を取り消すことができる。

- 2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、

その旨を公表するものとする。

第6章 入学，退学，転学，休学，留学，復学及び除籍等

(入学の時期)

第26条 入学の時期は，毎学年の始めとする。

(入学することのできる者)

第27条 本学に入学することができる者は，次の各号の一に該当し，かつ，本学において実施する入学者選抜試験に合格したものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって，本学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

(入学の出願及び検定料)

第28条 本学に入学を志願する者は，本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 入学検定料は別表5のとおりとする。ただし，複数の試験を併願する場合については，別に定める。

3 提出の時期，方法，同時に提出すべき書類等については，別に定める。

(入学者の選抜)

第29条 前条の入学志願者については，別に定めるところにより選抜を行う。

(入学に関する手続き及び入学許可)

第30条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は，指定の期日までに本学の指定する書類を提出するとともに，入学料を納入しなければならない。

2 学長は，前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第31条 入学を許可された者は，保証人を定め，指定の期日までに保証人と連署した誓約書を提出しなければならない。

第32条 保証人は父母又は成年の親族とし，独立の生計を営む者とする。

第33条 保証人は，保証する学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

第34条 保証人が変更したとき，また転居したときは，直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第35条 第37条により本学を退学した者又は本学を卒業した者が，再入学を希望するときは，所定の様式により願い出ることとし，教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

2 再入学に関する事項は，別に定める。

(転学)

第36条 他の大学へ転学を希望する者は，所定の様式により学長に届け出て転学することができる。

(転科)

第36条の2 在学中に他の学科への転科を希望する者は，所定の様式により願い出ることとし，教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

2 転科を許可された者の履修方法は，別に定める。

(退学)

第37条 退学しようとする者は，所定の様式により学長に届け出て退学することができる。

(休学)

第38条 疾病その他やむを得ない事情により，3か月以上修学することができない場合で休学を希望する者は，所定の様式により学長に届け出て休学することができる。

2 疾病による休学の場合は，医師の診断書を添付しなければならない。

3 休学の期間は1年以内とし、特別の事由がある場合は、引き続き休学の継続を届け出ることができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。

4 休学の期間は、在学年数に通算しない。

(留学)

第39条 外国の短期大学、大学又はこれに相当する教育機関等で学修することを志願しようとする者は、所定の様式により願い出ることとし、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第3条第1項に定める修業年限に通算することができる。

3 第1項の外国の教育機関等で修得した単位については、第18条の規定による。

(復学)

第40条 休学期間中にその事由が消滅し、休学期間を短縮して復学を希望する者は、所定の様式により学長に届け出て復学することができる。

2 復学の時期は学期始めとする。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第38条第3項に定める休学期間を超えてもなお就学できない者
- (3) 授業料の納入の義務を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

2 前項第3号に定める除籍に関する事項は、別に定める。

(復籍)

第41条の2 前条第1項第3号の規定により除籍された者が、復籍を希望するときは、所定の様式により願い出ることとし、学長がこれを決定する。

第7章 授業料、入学料、その他の費用

(入学料)

第42条 入学料は、別表5のとおりとする。

2 入学料の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

(授業料)

第43条 授業料は、別表5のとおりとする。ただし、第67条の2に該当する者の授業料については別に定める。

2 前項に規定する授業料の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

(その他の費用)

第44条 入学料、授業料のほか、実験実習費その他教育に必要な費用は、別表5のとおりとする。ただし、第67条の2に該当する者のその他の費用については別に定める。

2 前項に規定する納付金の納入に必要な手続等については別に定める。

(退学等の場合の授業料等)

第45条 退学若しくは転学した者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は、当該期の授業料等全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第46条 休学期間中は、授業料等を免除する。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。

(留年者及び学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第46条の2 留年者の授業料等については、別に定める。

(授業料等納付金の還付)

第47条 納入した授業料等の納付金は、返還しない。ただし、第46条に該当する者については、この規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学学期の開始前までに入学を辞退した場合は、授業料、実験実習費及び施設設備費を返還することができる。

第8章 教職員組織

(教職員)

第48条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 本学に、短大部長を置き、教授をもって充てる。

3 本学に、図書館長を置く。

4 本学に、事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

5 前各項に規定する者のほか、技術職員、その他必要な職員を置くことができる。

(教職員の職務)

第49条 教職員の職務は、学校教育法第92条及び第114条の定めるところによる。

第9章 教授会

(教授会)

第50条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第51条 教授会は、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集等)

第52条 短大部長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、短大部長に事故があるときは、あらかじめ短大部長が指名した教授が議長となる。

(教授会の開催)

第53条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(所掌事項)

第54条 教授会においては、本学の教育研究に関し、次の事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び短大部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるものとする。

3 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

(代議員会等)

第55条 教授会に、審議機関として学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条に規定された代議員会等を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3 代議員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 専攻科

(専攻科)

第56条 本学に専攻科を設け、次の専攻を置く。

美 術 専 攻

(目的)

第57条 専攻科は、短期大学学科の基礎の上に、特別の専門課程による教授を行い、その研究を指導することを目的とする。

第57条の2 美術専攻は、短期大学で修得した知識と技術の上に、より高度な専門的知識と技術を修得し、広く深く美術の世界を切り開くたくましい創造力を身に付けた人材を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第58条 専攻科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。ただし、第67条の2に該当する者については別に定める。

(専攻)	(修業年限)	(在学年限)
美 術 専 攻	1 年	2 年

(学生定員)

第59条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

(専攻)	(入学定員)	(収容定員)
美 術 専 攻	1 5 人	1 5 人

(開設授業科目及びその単位数)

第60条 専攻科に関する開設授業科目及びその単位数は、別表4のとおりとする。

(修了の要件)

第61条 専攻科を修了するためには、前条に定めた開設授業科目の中から、26単位を修得しなければならない。

(入学の要件)

第62条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2の規定により大学に編入学することができるもの

- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (8) 本学専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（課程の修了）

第63条 専攻科において所定の期間修業し、所要の単位を修得した者に対する課程の修了は、教授会の意見を聴いて学長がこれを決定する。

- 2 前項により修了した者には、修了証書を授与する。
- 3 修了証書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

（入学検定料、入学料及び授業料等）

第64条 入学検定料、入学料、授業料、実験実習費及びその他教育に必要な費用は、別表6のとおりとする。

- 2 前項に規定する授業料等の納入方法等必要な事項は別に定める。また、入学料については、本学卒業者はこれを免除する。

（その他の事項）

第65条 専攻科に関し、本章に定める以外の事項は、本学則の定めるところによる。

第11章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、外国人留学生及び長期履修学生
（科目等履修生）

第66条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生に対する単位の認定については、第12条の規定を準用する。

- 3 その他、科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第66条の2 本学において、特定の研究題目について研究を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生について必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第66条の3 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該大学又は短期大学の学生に授業科目の履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。
- 3 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第67条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上入学を許可する。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第67条の2 事情により、第3条第1項及び第58条に規定する修業年限を超えて、一定の期間にわたる計画的な授業科目の履修を目的として本学に入学を志願する者があるときは、選考の上入学を許可する。

- 2 前項の規定により入学を許可された学生は、長期履修学生と称する。
- 3 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第68条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第69条 本学の学則若しくは諸規程に違反し、又は学生としての本文に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 公開講座

(公開講座の開設)

第 70 条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

第 14 章 図書館

(図書館)

第 71 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第 14 章の 2 教育施設

(教育施設)

第 71 条の 2 本学に、学習、生活訓練及び研修等の教育施設として、からまつ学寮を置く。

2 前項の施設に関する必要な事項は、別に定める。

第 15 章 厚生施設

(厚生施設)

第 72 条 本学に厚生施設として、学生相談室、就職相談室、保健衛生室及び食堂等を置く。

2 前項の各施設に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、昭和49年度前の入学生について第8条、第9条、第19条第2項並びに第38条、第40条の改正規定は適用しない。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度前の入学生について第8条第1項（別表1）並びに第43条第1項の改正規定は適用しない。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度前の入学生について第8条第1項（別表1）並びに第42条第1項及び第43条第1項の改正規定は適用しない。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、平成元年度前の入学生について第42条第1項及び第43条第1項の改正規定は適用しない。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成2年度前の入学生については、第8条第1項（別表1）、第9条第2項（別表2）、第23条第1項並びに同条第2項（別表3）及び第43条第1項の改正規定は適用しない。

附 則

- この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成3年度前の入学生については、第43条第1項の改正規定は適用しない。
- 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成3年度		平成4年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国 文 科	230人	430人	230人	460人	200人	430人
幼児教育科	100	200	100	200	100	200
家 政 科						
家政専攻	155	275	155	310	120	275
被服専攻	55	105	55	110	50	105
美 術 科	90	160	90	180	70	160
計	630	1,170	630	1,260	540	1,170

附 則

- この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第25条第3項の規定は、平成3年7月1日から適用する。
- 平成4年度前の入学生については第43条第1項及び幼児教育科と家政科については、第8条第1項（別表1）、幼児教育科については第23条第1項並びに同条第2項（別表3）の改正規定は適用しない。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成5年度前の入学生については、第8条第1項（別表1）、第23条第1項並びに同条第2項（別表3）及び第43条第1項（別表5）の改正規定は適用しない。

附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成6年度前の入学生については、第8条第1項（別表1）、第9条の2、第23条第1項及び同条第2項（別表3）、第24条第4項の改正規定は適用しない。
- 家政科の家政専攻及び被服専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず平成6年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 平成3年4月1日施行の学則につき、附則第2項に規定する期間を付しての収容定員増加に関する表は、家政科の学科名称変更により、家政科は生活学科、家政専攻は生活科学専攻、被服専攻は生活文化専攻とする。

年度 学科・専攻	平成3年度		平成4年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活学科						
生活科学専攻	155人	275人	155人	310人	120人	275人
生活文化専攻	55	105	55	110	50	105

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成6年度前の入学生については、幼児教育科、家政科及び美術科については第43条第1項（別表第5）及び第44条第1項（別表第5の施設設備費の額）並びに美術科については、第8条第1項（別表第1）の改正規定は適用しない。

附 則

- この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表5及び別表6の入学検定料の改正については、平成7年度入学に係る入学志願のときから適用する。
- 平成7年度前の入学生については、別表1、別表3及び別表5の改正規定は適用しない。

附 則

- この学則は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 平成8年度前の入学生については、第24条、第61条、別表1及び別表4から別表6の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成8年8月1日から施行する。
- 2 平成3年4月1日施行の学則附則第2項に規定する期間を付しての収容定員増加に関する表は、国文科の廃止に伴い当該学科の項目は削除するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度前の入学生については、第9条の3、第23条、第24条第5項及び第7項、別表1、別表2-2、別表2-3、別表3、別表5及び別表6の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度前の入学生については、別表1、別表2-2、別表2-4、別表3、別表5、別表6の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度前の入学生については、別表1、別表2-3及び別表5の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 各学科別の入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間においては次のとおりとする。

年度 学科	12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育科	100	200	100	200	100	200	100	200	100	200
生活学科	170	380	170	340	170	340	170	340	170	340
美術科	78	168	76	154	74	150	72	146	70	142

- 3 生活学科の生活科学専攻及び生活文化専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項、同条第2項、第19条第2項、第20条第1項、及び同条第3項の改正規定は、平成11年4月1日から適用する。

- 2 平成12年度前の入学生については、別表1、別表2－1及び別表2－2の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度前の入学生については、別表1の改正規定は適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度前の入学生については、別表1及び別表2－5の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度前の入学生については、別表1及び別表2－2の改正規定は、適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度前の入学生については、別表1の改正規定は、適用しない。
- 3 生活学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成15年10月20日改正）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年1月27日改正）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、平成16年1月27日から施行する。
- 2 第24条第2項の改正規定は、平成15年11月29日から適用する。
- 3 平成16年度前の入学生については、第16条、第23条、別表1、別表2－2及び別表3の改正規定は、適用しない。

附 則（平成16年7月30日改正）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成16年7月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年度前の入学生については、第16条の改正規定は、適用しない。

附 則（平成17年1月18日改正）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度前の入学生については、第24条、別表1、別表2及び別表4も改正規定は、適用しない。

附 則（平成17年11月21日改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第25条及び第25条の2の改正規定は、平成17年11月21日から施行し、平成17年10月1日から適用する。
- 2 平成18年度前の入学者については、別表1、別表3及び別表4の改正規定は、適用しない。

附 則（平成18年2月16日改正）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月30日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月21日改正）

この学則は、平成18年12月21日から施行し、平成18年度資格取得者から適用する。

附 則（平成19年3月23日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月6日改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度前の入学生については、第24条及び別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月22日改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度前の入学生については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月22日改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月27日改正）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度前の入学生については、改正後の第22条、第24条、別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月27日改正）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度前の入学生については、改正後の別表1、別表2及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月24日改正）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月17日改正）

この学則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年1月31日改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以降入学した者に適用する。

附 則（平成23年3月25日改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月27日改正）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月16日改正）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度前の入学生については、改正後の別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月7日改正）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度前の入学生については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月7日改正）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日改正）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成25年度前の入学生については、改正後の第24条、別表1、別表3及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日改正）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度前の入学生については、改正後の別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日改正）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月7日改正）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度前の入学生については、改正後の別表1、別表2及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月28日改正）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月27日改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度前の入学生については、別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月18日改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度前の入学生については、改正後の第24条第9項、別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 「比治山大学レクリエーション・インストラクターの資格取得に関する規程（平成16年4月1日施行）」は、この学則の施行期日をもって廃止する。

附 則（平成27年3月27日改正）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度前の入学生については、別表5又は別表6の改正規定は適用しない。

附 則（平成27年9月15日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度前の入学生については、改正後の第46条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月10日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 専攻科栄養専攻は、改正後の第56条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に在籍するものが当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成28年度前の入学生については、改正後の第56条、第57条の2、第58条、第59条、第61条、別表第4、別表6の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成28年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月27日改正）

- 1 この学則は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 平成29年度前の入学生については、改正後の第58条、第67条の2、別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月10日改正）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月8日改正）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度前の入学生については、改正後の第24条、第25条及び別表1、別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月9日改正）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度前の入学生については、改正後の別表1、別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年7月27日改正）

この学則は、平成30年7月27日から施行する。

附 則（平成30年3月26日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、別表5及び別表6の改正規定は適用しない。

附 則（平成30年5月25日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、改正後の別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年7月27日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、改正後の第24条第9項、別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月8日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月25日改正）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度前の入学生については、改正後の別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月13日改正）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日改正）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度前の入学生については、改正後の第24条第4項から第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月27日改正）

この学則は、令和2年5月27日から施行する。

附 則（令和2年12月11日改正）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月24日改正）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 令和3年度前の入学生については、改正後の第8条、同条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第5項、第10条、第11条の2、第22条、同条第2項、第24条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第24条第5項及び同条第7項の資格の名称については、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日改正）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月22日改正）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度前の入学生については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月22日改正）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度前の入学生については、改正後の別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月23日改正）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度前の入学生については、改正後の第2条、第24条第5項、第24条第6項、別表1、別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月22日改正）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日改正）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度前の入学生については、改正後の第2条、第24条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別 表 1 (第8条関係)

学科に関する開設授業科目及びその単位数

学科	科目区分		授業科目名	単位数		備考	
				必修	選択		
全学科	共通教育科目	比治山ベリシツク科目	スタートアップ	初年次セミナー	2	必修2単位	
			キャリア形成	キャリアデザイン入門	2	必修を含め2単位以上	
				インターンシップA			1
				インターンシップB			2
			日本語	日本語リテラシー	1	必修を含め1単位以上	
				日本語表現			1
			外国語	英語リテラシー	1	必修を含め1単位以上	
				英語			1
				英会話Ⅰ			1
				英会話Ⅱ			1
				中国語Ⅰ			1
				中国語Ⅱ			1
				韓国語Ⅰ			1
				韓国語Ⅱ			1
			情報	情報リテラシー	1	必修を含め3単位以上	
				データサイエンス入門	2		
				データサイエンス演習			2
				プログラミング基礎			2
		教養教育科目	学際総目	人間と生命（比治山学）	2	必修を含め4単位以上	
				ひろしま学			2
				複合領域研究			4
			教養科目	言語学		2	
				文学		2	
				歴史学		2	
				哲学		2	
				芸術学		2	
				教育学		2	
				経営学		2	
				社会学		2	
				観光学		2	
				心理学		2	
				保健学		2	
				生理学		2	
				栄養学		2	
			資格関係科目	日本国憲法		2	
				ウェルネス論		2	
				スポーツ		1	
計				11	52		

学 科	領 域 分 野	授業科目名	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
幼 児 教 育 科	専 門 教 育 科 目	保育の本質・目的の理解	教育基礎論	2	保育者論・社会福祉・子ども家庭福祉・教育心理学・教育方法論より6単位以上を修得すること。
			保育者論	2	
			社会福祉	2	
			子ども家庭福祉	2	
			子ども家庭支援論	2	
			保育原理Ⅰ	2	
			保育原理Ⅱ	2	
			社会的養護Ⅰ	2	
		保育の対象の理解	教育心理学	2	
			保育の心理学	2	
			子ども家庭支援の心理学	2	
			子ども理解の理論と方法	1	
			子どもの保健	2	
			子どもの食と栄養	2	
		保育の内容・方法の理解	教育課程論	2	
			教育方法論	2	
			保育内容総論	1	
			領域健康の基礎	1	
			領域人間関係の基礎	1	
			領域環境の基礎	1	
			領域言葉の基礎	1	
			領域表現の基礎A	1	
			領域表現の基礎B	1	
			領域健康の指導法	1	
			領域人間関係の指導法	1	
			領域環境の指導法	1	
			領域言葉の指導法	1	
			領域表現の指導法A	1	
			領域表現の指導法B	1	
			保育内容(総合表現)Ⅰ	1	
			保育内容(総合表現)Ⅱ	1	
			特別支援教育(保育)	2	
			社会的養護Ⅱ	1	
			教育相談	2	
			乳児保育Ⅰ	2	
			乳児保育Ⅱ	1	
			子どもの健康と安全	1	
			子育て支援	1	
			音楽ベーシックⅠ	1	
			音楽ベーシックⅡ	1	
		保育の実践と研究	幼稚園教育実習事前・事後指導	1	
			幼稚園教育実習	4	
			保育実習指導Ⅰ	2	
			保育実習指導Ⅱ	1	
			保育実習指導Ⅲ	1	
			保育実習Ⅰ	4	
			保育実習Ⅱ	2	
			保育実習Ⅲ	2	
			保育・教職実践演習(幼稚園)	2	

幼児教育科	専門教育科目	保育と研究の実践	総合演習	2		
			特別研究Ⅰ	1		
			特別研究Ⅱ	1		
			卒業研究	2		
	計			12	71	
学 科	領 域 分 野		授業科目名	単 位 数	備 考	
			必修選択			
総合生活デザイン学科	専門教育科目	共通専門科目	ゼミナール	総合生活デザイン演習Ⅰ	2	
				総合生活デザイン演習Ⅱ	2	
				総合生活デザイン演習Ⅲ	2	
			生活	メイクアップ演習		1
				パーソナルカラー演習		1
				ネイルアート演習		1
				ライフプラン	2	
				保育学		2
				生活経営学	2	
				人間関係論(含家族関係)		2
			キャリア	秘書実務	2	
				プレゼンテーション	2	
				ビジネス実務基礎	2	
				秘書学入門	2	
				接遇演習		2
		秘書総合演習			2	
		おもてなし論			2	
		簿記入門			2	
		医療事務Ⅰ			2	
		医療事務Ⅱ			2	
		医療事務Ⅲ			1	
		検定トライアル		2		
		チャレンジプログラムⅠ(就業体験)		1		
		チャレンジプログラムⅡ(ボランティア)		1		
		情報発信	ファッションビジネストレンド	2		
			フードビジネストレンド	2		
			インテリアビジネストレンド	2		
			社会調査	2		
			企画・マーケティング		2	
			SNSリテラシー	1		
			Webデザイン基礎		1	
			SNS情報発信演習		1	
			デジタル映像演習		1	
選択専門科目	衣の分野	ファッション造形実習		1		
		衣生活論		2		
		ファッションデザイン		2		
		ファッションコーディネート		2		
		ブライダル入門		2		
		ブライダル概論		2		
		ブライダル演習		2		
	食の分野	食生活実習		1		
		栄養学		2		
		フードデザイン		2		
		食生活論		2		
		食品学		2		
		フランス料理実習		2		
		フードコーディネート		2		

			住 の 分 野	インテリアデザイン実習			1	
				空間表現			2	
				インテリアコーディネート			2	
				CAD演習			2	
住生活論				2				
住・インテリア計画				2				
住・インテリア設計製図				1				
卒業研究				卒業研究		2		
計					31	65		

学 科	領 域 分 野			授業科目名	単 位 数		備 考
					必 修	選 択	
美術科	専門教育科目	学科内共通科目	基礎実習科目	絵画・マンガ	2		6単位以上
				デザイン・映像	2		
				工芸	2		
				造形演習Ⅰ		2	
				立体		1	
			美術理論系科目	美術史Ⅰ	2		8単位以上
				美術史Ⅱ		2	
				美術基礎論		2	
				色彩学		2	
				アート・プロデュース		2	
				デザイン・造形論Ⅰ		2	
				デザイン・造形論Ⅱ		2	
				作品研究		2	
				マンガ・アニメーション論		2	
				美術史演習		2	
				マンガ持込み演習		2	
			C G系科目	CG演習Ⅰ		2	CG演習Ⅰ，CG演習Ⅱのいずれか1科目を選択必修
				CG演習Ⅱ		2	
				映像CG演習		2	
				3DCG演習		2	
				ゲーム・キャラクターデザイン演習Ⅰ		2	
				ゲーム・キャラクターデザイン演習Ⅱ		2	
				WEBデザイン演習		2	
			コース専門科目	造形表現A		2	
				造形表現B		2	
				造形演習Ⅱ		2	
				平面・素材表現		2	
				ビジュアル表現		2	
				特別制作		2	
				日本画Ⅰ		4	
				日本画Ⅱ		4	
				洋画Ⅰ		4	
				洋画Ⅱ		4	
				工芸デザインⅠ		4	
				工芸デザインⅡ		4	
				マンガ・キャラクターⅠ		4	
マンガ・キャラクターⅡ		4					
映像・アニメーションⅠ		4					
映像・アニメーションⅡ		4					
グラフィックデザインⅠ		4					
グラフィックデザインⅡ		4					
卒業制作			卒業制作	2			
計				10	97		

別 表 2 (第9条関係) (削除)

別 表 3 (第23条関係)

卒業に必要な単位数

授業科目の区分	学科	幼児教育科	総合生活 デザイン学科	美術科
共通教育科目		13単位		
専門教育科目		40単位 (必修・選択)	必修29単位を含め 38単位	34単位
卒業研究・制作		2単位	2単位	2単位
合 計		66単位	64単位	64単位

別 表 4 (第60条関係)

学科・専攻	授 業 科 目		単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
専 攻 科 美 術 専 攻	専 門 教 育 科 目	美術特論		2	
		現代美術演習		1	
		実地研修A		2	
		実地研修B		2	
		展示研究Ⅰ		2	
		展示研究Ⅱ		2	
		専攻制作AⅠ		2	
		専攻制作AⅡ		2	
		専攻制作BⅠ		2	
		専攻制作BⅡ		2	
		専攻制作CⅠ		2	
		専攻制作CⅡ		2	
		表現研究Ⅰ		2	
		表現研究Ⅱ		2	
		特別演習ゼミⅠ	1		
		特別演習ゼミⅡ	1		
		修了制作	4		
	計		6	27	

別 表 5 (第28・42・43・44条関係)

学科	入学検定料	入学料	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)
幼児教育科	(15,000円)	230,000円	750,000円	200,000円
	30,000円			
総合生活 デザイン学科	(15,000円)	230,000円	750,000円	200,000円
	30,000円			
美術科	(15,000円)	230,000円	850,000円	200,000円
	30,000円			

(注) 「入学検定料」欄の()内は、大学入学共通テスト利用選抜に適用する。

別 表 6 (第64条関係)

専攻科に関する入学検定料，入学料，授業料等

専攻	入学検定料	入学料	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)
美術専攻	30,000円	115,000円	850,000円	100,000円

別記様式第1号（第25条関係）

割印	
第	号
卒業証書 学位記	
氏 名	
年 月 日生	
本学〇〇〇〇学科所定の課程を 修めて本学を卒業したことを 認め短期大学士（〔専攻分野〕）の学位を 授与する	
年 月 日	
比治山大学短期大学部学長〇〇〇〇	印

別記様式第2号（第63条関係）

割印	
第	号
修了証書	
氏 名	
年 月 日生	
本学専攻科において 〇〇〇〇専攻の課程を 修了したことを証する	
年 月 日	
比治山大学短期大学部学長〇〇〇〇	印

学則の変更事項を記載した書類

1 変更の事由

・18歳人口の動向,広島県短期大学進学状況, 幼児教育科及び総合生活デザイン学科の定員確保状況等を踏まえ,入学定員数及び収容定員数を削減し規模を適正化する。

2 変更点について

・幼児教育科の入学定員について, 現在 100 名のところを 50 名に変更する。これに伴い, 同学科の収容定員は現在 200 名のところを 100 名に変更する。

・総合生活デザイン学科の入学定員について, 現在 70 名のところを 50 名に変更する。これに伴い, 同学科の収容定員は現在 140 名のところを 100 名に変更する。

3 変更の時期について

令和7年4月1日施行とする。

比治山大学短期大学部学則の一部改正について

比治山大学短期大学部学則の一部を次のとおり改正する。

(下線は改正部分)

改 正 案	現 行																								
第2章 学科，学生定員及び修業年限 (学科及び学生定員) 第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は，次のとおりとする。 <table><tr><td>(学科・専攻)</td><td>(入学定員)</td><td>(収容定員)</td></tr><tr><td>幼児教育科</td><td><u>50</u>人</td><td><u>100</u>人</td></tr><tr><td>総合生活デザイン学科</td><td><u>50</u>人</td><td><u>100</u>人</td></tr><tr><td>美 術 科</td><td>70人</td><td>140人</td></tr></table> (免許及び資格の取得) 第24条 教育職員免許状を得ようとする者は，前条に規定する卒業の要件を充足し，かつ，教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。 2 指定保育士養成施設卒業証明書を得ようとする者は，前条に規定する卒業の要件を充足し，かつ，児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に規定する科目及び単位を修得しなければならない。ただし，指定保育士養成施設卒業証明書を受けることのできる者は，保育士養成施設の指定を受けた入学定員<u>50</u>人（収容定員<u>100</u>人）とする。 3 秘書士資格認定証を得ようとする者は，前条に規定する卒業の要件を充足し，かつ，第8条第3項に規定する授業科目のうち，所定の科目及び単位を修得しなければならない。	(学科・専攻)	(入学定員)	(収容定員)	幼児教育科	<u>50</u> 人	<u>100</u> 人	総合生活デザイン学科	<u>50</u> 人	<u>100</u> 人	美 術 科	70人	140人	第2章 学科，学生定員及び修業年限 (学科及び学生定員) 第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は，次のとおりとする。 <table><tr><td>(学科・専攻)</td><td>(入学定員)</td><td>(収容定員)</td></tr><tr><td>幼児教育科</td><td><u>100</u>人</td><td><u>200</u>人</td></tr><tr><td>総合生活デザイン学科</td><td><u>70</u>人</td><td><u>140</u>人</td></tr><tr><td>美 術 科</td><td>70人</td><td>140人</td></tr></table> (免許及び資格の取得) 第24条 (略) 2 指定保育士養成施設卒業証明書を得ようとする者は，前条に規定する卒業の要件を充足し，かつ，児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に規定する科目及び単位を修得しなければならない。ただし，指定保育士養成施設卒業証明書を受けることのできる者は，保育士養成施設の指定を受けた入学定員<u>100</u>人（収容定員<u>200</u>人）とする。 3～6 (略)	(学科・専攻)	(入学定員)	(収容定員)	幼児教育科	<u>100</u> 人	<u>200</u> 人	総合生活デザイン学科	<u>70</u> 人	<u>140</u> 人	美 術 科	70人	140人
(学科・専攻)	(入学定員)	(収容定員)																							
幼児教育科	<u>50</u> 人	<u>100</u> 人																							
総合生活デザイン学科	<u>50</u> 人	<u>100</u> 人																							
美 術 科	70人	140人																							
(学科・専攻)	(入学定員)	(収容定員)																							
幼児教育科	<u>100</u> 人	<u>200</u> 人																							
総合生活デザイン学科	<u>70</u> 人	<u>140</u> 人																							
美 術 科	70人	140人																							

改 正 案	現 行								
4 上級秘書士認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。 5 フードコーディネーター資格認定証を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、第8条第3項に規定する授業科目のうち、所定の科目及び単位を修得しなければならない。 6 本学の各学科において取得できる資格及び免許の種類は、次のとおりとする。 <table> <tr> <td>(学科)</td><td>(取得できる資格及び免許)</td></tr> <tr> <td>幼児教育科</td><td>幼稚園教諭二種免許状 指定保育士養成施設卒業証明書</td></tr> <tr> <td>総合生活デザイン学科</td><td>中学校教諭二種免許状 家庭 秘書士資格認定証 上級秘書士資格認定証 フードコーディネーター3級資格認定証</td></tr> <tr> <td>美術科</td><td>中学校教諭二種免許状 美術</td></tr> </table> <u>附 則（令和6年3月22日改正）</u> <u>1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>2 令和7年度前の入学生については、改正後の第2条、第24条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>	(学科)	(取得できる資格及び免許)	幼児教育科	幼稚園教諭二種免許状 指定保育士養成施設卒業証明書	総合生活デザイン学科	中学校教諭二種免許状 家庭 秘書士資格認定証 上級秘書士資格認定証 フードコーディネーター3級資格認定証	美術科	中学校教諭二種免許状 美術	
(学科)	(取得できる資格及び免許)								
幼児教育科	幼稚園教諭二種免許状 指定保育士養成施設卒業証明書								
総合生活デザイン学科	中学校教諭二種免許状 家庭 秘書士資格認定証 上級秘書士資格認定証 フードコーディネーター3級資格認定証								
美術科	中学校教諭二種免許状 美術								

(改正理由)

18 歳人口の動向、広島県短期大学進学状況、幼児教育科及び総合生活デザイン学科の定員確保状況等を踏まえ、入学定員数及び収容定員数を削減し規模を適正化する。

学則の変更の趣旨等を記載した書類

(1) 学則変更(収容定員変更)の内容

本学の幼児教育科及び総合生活デザイン学科について、令和7年度に下記のとおり入学定員及び収容定員の変更を行う。この変更により、短期大学部全体の入学定員は240人から170人に、同じく収容定員は480人から340人に減少する。なお、美術科の定員は変更しない。

学 科	入学定員		収容定員	
	変更後	現 行	変更後	現 行
幼児教育科	50 (▲50)	100	100 (▲100)	200
総合生活デザイン学科	50 (▲20)	70	100 (▲40)	140
美術科	70	70	140	140
短期大学部 計	170 (▲70)	240	340 (▲140)	480

(2) 学則変更(収容定員変更)の必要性

本学の幼児教育科は、保育技術や知識の修得、感性・創造性・表現力の育成、カウンセリングマインドの習熟、保育観、人間観を確立することを目標にして、優れた保育技術を備え、人として尊敬される人材の育成を目指し、昭和45年の開設以来およそ54年の長きにわたり、社会に貢献し、活躍できる人材を輩出している。

しかしながら、18歳人口の動向、短期大学への進学率の低下、教育系学科への志願者数の低下等といった全国的な状況の中で、本学の幼児教育科においてもその影響を受け始めており、表1に示しているとおり、令和5年度以降、入学者数が減少している。

◆表1 幼児教育科の学生数の推移(直近5年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学者数(定員100)	97	92	97	77	50
学生数(定員200)	185	192	188	172	126
入学定員充足率	97.0%	92.0%	97.0%	77.0%	50.0%
収容定員充足率	92.5%	96.0%	94.0%	86.0%	63.0%

これらの状況を踏まえて、教育の質保証の観点並びに幼児教育科の適正な入学定員等を勘案し、入学定員数を50人に減じたい。同学科の入学定員数を50人に減ずることで「児

「福祉法施行規則」第六条の二の三第1項第6号の『一学級の学生数は、五十人以下であること』に基づき、50人を超えない範囲での学科編成になるため、実習クラスを現在の2クラス制から1クラス制に変更することが可能となり、学生一人ひとりにきめ細かな教育・指導を提供することができる。

総合生活デザイン学科では、生活を総合的にとらえ、新しいライフスタイルをデザインし、自分らしく生きがいのある暮らしを切り開き、社会で活躍できる「生きる力」を備えた人材の育成を目指し、昭和42年に家政科を開設以来およそ57年の長きにわたり、社会に貢献し、活躍できる人材を輩出している。

しかしながら、幼児教育科と同様に18歳人口の動向、短期大学への進学率の低下等による近年の高等教育を取り巻く環境の変化により、令和6年度には入学定員の減員(100→70)などを行ってきた。令和6年度の入学定員の減員については、高等教育を取り巻く環境下においても、学生への教育内容がこれまで以上に担保できるよう同学科の専門教育科目の教育課程の内容の改編を図るとともに、規模の適正化に努めたが、表2の志願者数・入学者数の推移に示すとおり、令和6年度の同学科における入学定員70名に対し、志願者数は45人、入学者数は37人に留まるなど、厳しい結果となった。

◆表2 志願者数・入学者数の推移（直近3年間）

学科	定員	種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼児教育科	100	志願者数	106	89	54
		入学者数	97	77	50
総合生活 デザイン学科	70 (100)	志願者数	70	55	45
		入学者数	59	48	37
美術科	70	志願者数	120	107	95
		入学者数	82	70	59
短期大学部 計	240 (270)	志願者数	296	251	194
		入学者数	238	195	146

※ 総合生活デザイン学科の入学定員は令和5年度までは100名。

オープンキャンパス、高校訪問、進路相談会、ガイダンス等の実施やSNS等を活用した情報発信等の積極的な学生募集に注力しているが、近年における短期大学部への入学者数が想定を超えた早さで減少していることから、令和7年度の総合生活デザイン学科の入学定員を50名に減じ、早急に規模の適正化を図る。なお、定員変更後においても教員数は減じないことで、幼児教育科と同様に学生一人ひとりにきめ細かな教育・指導を行うため、教育の質保証は維持できると考えている。

以上のことから、18歳人口の動向、短期大学への進学率の低下、本学の各学科の定員確

保状況等並びに教育の質保証の観点等を踏まえ、令和 7 年度より、幼児教育科及び総合生活デザイン学科の入学定員数及び収容定員数を削減し規模を適正化する。

(3) 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

この度の学則変更(収容定員変更)に伴う直接的な教育課程, 教育方法及び履修指導方法, 教員組織の変更はない。

(4) 大学全体の施設・設備の変更内容について

施設・設備の内容については、併設大学との共用も含めて変更はなく、教育研究を行うのに十分な施設・設備, 図書等を備えている。今後もさらに充実した修学環境の整備に努める。

学生の確保の見通し等を記載した書類（本文）

【目次】

（１）収容定員を変更する組織の概要

- ① 収容定員を変更する組織の概要…………… 2
- ② 収容定員を変更する組織の特色…………… 2

（２）人材需要の社会的な動向等

- ① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的，地域的，社会的動向の分析 ・ 2
- ② 中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的，地域的動向の分析 …… 3
- ③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域 …… 4
- ④ 既設組織の定員充足の状況 …… 4

（３）学生確保の見通し

① 学生確保に向けた取組と見込まれる効果

- ア 既設組織における取組とその目標 …… 7
- イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標…………… 8
- ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく，収容定員を変更する組織での入学者の見込み数 …… 9

② 競合校の状況分析（立地条件，養成人材，教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

- ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析，優位性 …… 9
- イ 競合校の入学志願動向等…………… 10
- ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等 …… 10
- エ 学生納付金等の金額設定の理由…………… 11

③ 先行事例分析 …… 11

④ 学生確保に関するアンケート調査 …… 11

⑤ 人材需要に関するアンケート調査等 …… 11

（４）収容定員を変更する組織の定員設定の理由…………… 11

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要

入学定員及び収容定員を変更する大学組織は次のとおり。（美術科は変更なし）

学科	入学定員	収容定員	所在地
幼児教育科	50	100	広島県広島市東区牛田新町 四丁目1番1号
総合生活デザイン学科	50	100	
美術科	70	140	
短期大学部 計	170	340	

② 収容定員を変更する組織の特色

< 幼児教育科 >

幼児教育科は、保育技術や知識の修得、感性・創造性・表現力の育成、カウンセリングマインドの習熟、保育観、人間観を確立することを目標にして、優れた保育技術を備え、人として尊敬される人材を育成する。

< 総合生活デザイン学科 >

総合生活デザイン学科は、生活を総合的にとらえ、新しいライフスタイルをデザインし、自分らしく生きがいのある暮らしを切り開き、社会で活躍できる「生きる力」を備えた人材を育成する。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

比治山大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、悠久不滅の生命の理想に向かって精進する豊かな人類愛と科学的知性を備えた人間を育成しており、昭和41年に比治山女子短期大学を開設して以来58年の長きにわたり社会に貢献し活躍できる人材を輩出している。

地域的観点では、【資料1】の本学の広島県出身の入学者数に示すとおり、本学は、県内の高校からの入学者が多く、入学者のうち、広島県の高校出身者が占める割合は、直近5年全て80%台で推移している。また、【資料2】の本学の広島県就職者数に示すとおり、広島県を所在地とする就職先への卒業生の就職内定率は、毎年80%を超えており、本学は県内出身者が県内の企業に就職する、地域と密着した短期大学であるといえる。

教育的観点では、幼児教育科においては、多様な視点から、子どもや保育の問題に対応できる汎用的能力を高めるために全学共通及び学科の教養・基盤教育に基づいたカリキュラムや、生活に即した保育を構想するなかで専門性と実践力を深め、保育者として社会に貢献しようとする意欲と態度を身に付けるため、自らの学びの目標とその達成評価ができ

るカリキュラム等を編成しており、子どもの心身の健康、発達、保育の本質や保育者の役割などに関する基礎的、基本的な知識と技能だけでなく、子どもの最善の利益を尊重し、保育に携わるうえで欠かせない多様な状況における思考力と判断力及び豊かなコミュニケーション力を身に付けた学生を養成している。

総合生活デザイン学科においては、自己肯定感に支えられた高い傾聴・受信力を持ち、豊かな人間性と多面的な見識を養うために、全学共通科目と教養科目を基盤として、生活を総合的にデザインするカリキュラムや、生活を総合的にデザインする視点を構築するため、共通専門科目としてゼミナール、生活、キャリア、情報発信に関連する科目を、選択専門科目として衣の分野、食の分野、住の分野の科目を設定しており、よりよい自己実現をめざすため、自らの人生をデザインし、社会の一員として共に生きるための資質・能力や継続的に専門性を高めつつ地域社会や教育界における課題を分析し問題解決する力を身に付けた学生を養成している。

【資料3】の2023（令和5）年度就職先企業アンケート調査結果「企業が新入社員に求めるスキル」に示すとおり、令和5年度に比治山大学及び比治山大学短期大学部の卒業生が就職した企業からの回答があった新入社員に求めるスキルの上位3つは「課題解決に向けて、まわりの人と意見をやりとりすることができる」、「チームに貢献できるような行動をとることができる」、「自分とは異なる意見にも、耳を傾けることができる」スキルであり、本学の幼児教育科及び総合生活デザイン学科は、上述したとおり、コミュニケーション力や課題を分析し問題解決する力の養成をはじめ、地域の企業が求めるスキルを育成する教育を実施していることから、社会において需要がある短期大学と考える。

② 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

【資料4】の18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移に示すとおり、令和元年度の18歳人口の117万人のうち、大学入学者は63万人で全体的にみると微増しているが、短期大学の入学者数は5万人で年々減少している。大学・短期大学への進学率は全体で58.1%、うち大学は53.7%で短期大学は4.4%となっている。

広島県における18歳人口予測については、【資料5】に示すとおり、リクルート進学総研マーケットレポートによると、2035年の18歳人口は22,409人で2023年と比較して2,863人の減少、11.3%の減少率となっており、全国の減少率11.6%とほぼ同等の数値である。今後の人口数は、前年に比べ微増する年（2025年、2026年、2029年）もあるが減少傾向であり、短期大学にとって好ましくない状況であるといえる。

【資料6】の中国地区の高卒者の進学者数・進学率（現役）の推移に示すとおり、広島県内の高校卒業者数は減少傾向であり、広島県の大学進学者数は2014年は12,766名、2023年は13,401名で635人増加しているが、短期大学進学者数は2014年は1,209名、2023年は610名となっており、わずか10年余りで半数近く減少している。さらに、2023年の広島県

の短期大学進学率は2.8%で同年の大学進学率の61.6%と比べると大きな差が確認でき、同じ中国地区の他県と比較しても広島県の短期大学進学率は最も低い。

以上のことから、広島県は短期大学への進学ニーズが低い地域であるといえる。これらの全国的、地域的動向の分析を踏まえ、短期大学への進学状況が芳しくないことから、短期大学の定員充足は今後も厳しい状況が続いていくと認識しており、幼児教育科及び総合生活デザイン学科の入学定員を適正化する必要がある。

③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

本学は【資料7】の出身高校の所在地県別の入学者数の構成比に示しているとおり、広島県内の高校からの入学者が最も多く、構成比が85%を超えている。広島県以外では、山口県、島根県の近隣地域からの入学者も多いことから、本学の入試広報課や参事（高校訪問やガイダンス等における広報活動に携わる専任スタッフ）を中心に担当エリア（広島地区、呉・東広島・東部地区、山口地区、島根地区、四国地区等）を設けて高校訪問等の広報活動を行っている。

既設組織が置かれる都道府県の短期大学の定員充足状況について、【資料8】の過去5か年における広島県の短期大学の学科数、志願倍率、入学定員充足率によると、広島県の定員は未充足であることに加え、令和3年度以降の充足率は減少傾向であり、令和5年度の充足率は7割程度まで減少した。

既設組織が置かれる学問分野（系統区分）の定員充足状況について、【資料9】の過去5か年における全国の学科系統別の学科数、志願倍率、入学定員充足率によると、本学幼児教育科の系統区分である「教育系」の学科の入学定員充足状況は、未充足が続いており、令和5年度の充足率は7割を切った。さらに、志願倍率では令和3年度に初めて、1.00倍を下回り、令和5年度では0.80倍を切った。令和元年度に192あった学科数も令和5年度に182まで減少していることも含めて、全国的に短期大学の教育系の学科は、慢性的な定員未充足に加え、学生のニーズが低い状況であるといえる。

本学総合生活デザイン学科の系統区分である「家政系」の学科の定員充足状況についても「教育系」の学科と同様に未充足となっており、今後も同様の状況が続くと考えられる。

以上のことから、本学は広島県内及び近隣地域からの高校の入学者が多いが、県内の定員充足状況や幼児教育科及び総合生活デザイン学科の系統区分の定員充足状況から、広島県内及び近隣地域の高校生をターゲットとした学生募集は適しているが、募集対象となる学生数が減少していることに留意する必要がある。

④ 既設組織の定員充足の状況

本学の入学定員充足の各学科の状況について説明する。幼児教育科の入学定員充足の状況は、【資料10】に示すとおり、令和4年度までの入学定員充足率は90%台を維持していた

が、令和5年度の同充足率は8割を切って77%まで減少した。今後の定員充足の見通しについては、直近5年間の実人数の志願者数、合格者数を基に、入学定員50人を確保するために必要な合格者数を想定すると、54人（5年間の平均歩留率93%）の合格者が必要になるが、5年間の平均志願者数が106人であることから、54人の合格者の確保は可能であり、入学定員の充足は見込める。

総合生活デザイン学科の入学定員充足の状況は、【資料11】に示すとおり、入学定員が慢性的な未充足となっており、令和4年度以降の入学定員充足率は7割を切っている。今後の定員充足の見通しについては、直近5年間の実人数の志願者数、合格者数を基に、入学定員50人を確保するために必要な合格者数を想定すると、59人（5年間の平均歩留率85%）の合格者が必要になるが、5年間の平均志願者数が81人であることに加え、後述するような広報の改善によるオープンキャンパスへの参加人数の増加等から、59人の合格者の確保は可能であり、入学定員の充足は見込める。

美術科の入学定員充足の状況は、【資料12】に示すとおり、直近5年間の入学定員充足率は95%以上を維持しており、5年間の同充足率の平均は103%であることから、大方、定員が充足していると考えている。今後の定員充足の見通しについては、直近5年間の実人数の志願者数、合格者数を基に、入学定員70人を確保するために必要な合格者数を想定すると、96人（5年間の平均歩留率73%）の合格者が必要になるが、5年間の平均志願者数が109人であることから、96人の合格者の確保は可能であり、入学定員の充足は見込める。

以上のことから、本学の今後の入学定員については、全学科、充足が見込めると考えている。一方で、現在の収容定員充足の状況については、【資料13】に示すとおり、令和2年度から令和5年度までの短期大学部の収容定員充足率は80.6%～90.9%で推移していたが、令和6年度の同充足率は、幼児教育科及び総合生活デザイン学科の入学定員の未充足が影響し、65.9%に減少した。収容定員充足率が7割を切っている幼児教育科及び総合生活デザイン学科の定員未充足の原因について説明する。

幼児教育科については、【資料13】の定員充足状況に示すとおり、令和5年度までは未充足ながらも収容定員充足率が90%前後で推移していたが、令和6年度の同充足率は63.0%まで減少した。同年度の入学者数が前年度比▲35.1%の50人まで減少したことに加え、短期大学の修業年限が2年間しかないため、即座に収容定員充足率の低下を招いた。

しかしながら、この状況は本学に限って起きていることではなく、広島県内の教育系の学科を設置している短期大学をみると、【資料14】に示すとおり、広島文化学園短期大学の保育学科では、未充足が続いており、令和5年度の入学定員充足率が44%で5割を切っており、入学者数の急激な減少が目立つ。安田女子短期大学の保育科では、令和4年度以降は未充足となっている。さらに、令和6年4月の入学生の受け入れをもって学生募集を停止し、同学科を大学の「幼児教育学科」へ移行する旨を公表しており、県内の教育系の学科を設置している短期大学は、転換期を迎えようとしている。

上述した全国教育系学科を設置している短期大学の状況（【資料9】参照）や、教育系の学科を設置している広島県内の短期大学の状況等から、本学幼児教育科の定員未充足の原因は、短期大学への進学状況や教育系学科を志願する受験生の減少であると分析している。

また、保育所を取り巻く環境については、【資料15】に示すとおり、全国の出生数は、2015年までは100万人台を維持していたが、2016年に初めて100万人台を割り、国立社会保障・人口問題研究所によれば、将来推計人口における2040年の出生数は約74万人と推計されており、2000年の約6割の水準になると見込まれている。今後の保育所の利用児童数については、【資料16】に示すとおり、0～5歳の人口は平成25年時点で634万人だったが、令和12年には502万人まで減少する見込みとなっている。一方で25～44歳の女性就業率は年々上昇し、それに伴い保育の利用申込者数も増加しており、保育所の利用児童数のピークは令和7（2025）年となる見込みであるが、その後も利用児童数は300万人弱を維持することが予想される。

以上のことから、現状、保育所の利用児童数は300万人弱いるが、今後の出生数の減少に伴い保育園の利用児童数が定員までに到達しない定員割れを起こす保育園が増えることが予想される。そのため、入園者獲得のための競争が激しくなり、保護者に対するサービスの向上や質の高い保育内容が求められる。したがって、より一層の保育士養成指導が必要であるため、少人数体制で学生にきめ細かな教育・指導を提供しなければならない。

上述した幼児教育科の定員状況や、教育の質保証の観点等を踏まえて、同学科の入学定員数を50人に減じたい。50人に減ずることで、「児童福祉法施行規則」第六条の二の三第1項第6号の『一学級の学生数は、五十人以下であること』に基づき、50人を超えない範囲での学科編成になるため、実習クラスを現在の2クラス制から1クラス制に変更することが可能になる。そして、学生一人ひとりにきめ細かな教育・指導を提供することができるため、幼児教育科の入学定員減は合理的な対応であると考えている。

総合生活デザイン学科については、【資料13】の定員充足状況に示すとおり、未充足が続いており、令和4年度以降、収容定員充足率が7割を切っている。幼児教育科と同様に18歳人口の動向、短期大学への進学率の低下等による近年の高等教育を取り巻く環境の変化により、令和6年度には入学定員の減員（100→70）を行い、高等教育を取り巻く環境下においても、学生への教育内容がこれまで以上に担保できるよう同学科の専門教育科目の教育課程の内容の改編を図るとともに、規模の適正化に努めたが、令和6年度の同学科における入学状況は、入学定員70名に対し、志願者数は45人、入学者数は37人に留まり、厳しい結果となった。

家政系の学科を設置している広島県内の短期大学をみると、【資料14】に示すとおり、広島文化学園短期大学のコミュニティ生活学科では、令和4年度以降、入学定員充足率が100%を超えている。山陽女子短期大学の人間生活学科では、未充足ではあるが、入学定員

充足率は70%台を確保している。これらの状況から本学の総合生活デザイン学科は、他大学と比較して学生の確保に課題があると考えている。特筆すべき点は、本学の総合生活デザイン学科は、学科を取り巻く地域・社会情勢、学科内でのSWOT分析結果、学科の在学生に対するアンケート(希望する授業科目)結果等を踏まえて、令和6年度より学科の専門教育科目の教育課程の内容を改編したが、前年度より入学者数が少なかったことである。このことから、多くの高校生に「総合生活デザイン学科の学び」が変わったことが伝わっていないと推測しており、効果的な広報戦略が必要であると分析している。なお、学生確保に向けた具体的な取組については次項で後述する。

以上のことに加え、近年における本学短期大学部への入学者数が想定を超えた早さで減少していることや、総合生活デザイン学科の状況等を総合的に判断して、令和7年度の同学科の入学定員を50名に減じ、早急に規模の適正化を図りたい。なお、定員変更後においても幼児教育科と同様に、教員数は減じないことで学生一人ひとりにきめ細かな教育・指導を行うため、教育の質保証は維持できることから、同学科の入学定員減は合理的な対応であると考えている。

(3) 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

学生募集のためのPR活動として、オープンキャンパスと高校訪問の2点について説明する。1点目の本学が実施しているオープンキャンパスでは、本学受験希望者を対象としてキャンパスを開放し、学科説明、模擬授業、在学生との懇談、入試相談、キャンパスツアー等を実施している。令和4年度から生徒が授業風景や学生生活を見ることができるようオープンキャンパスの開催(本学授業日の11月祝日等に実施)を実施し、高校生からも好評だったため、継続して実施している。令和5年度においては、新たな取組みとして、県内の高校生だけではなく、遠方で本学を訪れる機会が少ない高校生にも本学を知ってもらえるようメタバースを活用したオープンキャンパスを実施した。

オープンキャンパスの実績は【資料17】に示すとおり、短期大学部の令和5年度入試に繋ぐオープンキャンパスの参加者等総数は801人(前年度比124.4%)、うち受験対象者数は328人でうち受験者数198人、入学者数178人であった。オープンキャンパスの参加者等総数は前年度の参加者数を大きく上回っているが、オープンキャンパス参加の受験対象者からの受験率及び入学率が共に7割に達していないため、受験率及び入学率の改善が課題であると考えている。

2点目の高校訪問については、入試広報課職員及び参事を中心に担当エリアを5つに分けて、担当する高等学校の校長・進路指導部へ本学の教育内容や入試情報等の説明や、担当する高等学校の進路状況及び要望事項等の情報収集・整理等を行っている。なお、

担当エリアについては，【資料7】にある出身高校の所在地県別の入学者数の構成比上位3位の県や過去の実績等を基に選定し，①広島市・県西部・芸北・三次市（44校），②呉市・東広島市・県南部・尾山・福山（55校），③山口県全域（68校），④島根県全域（46校），⑤広島市近郊私立高校・愛媛県・香川県・高知県（40校程度）を訪問している。

また，上記の活動に加えて入試に関わるテーマについて，理事研修会やFD等の学内研修会の開催や，学科と参事の個別交流の機会を設けて高校訪問時の情報提供を行い，全学的な連携を図っている。

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

令和7年度からの短期大学の入学生確保に向けて，オープンキャンパスの内容を見直し，学生主体の企画やプログラムなどを導入する。そして，現在実施中のオープンキャンパス参加，資料請求など本学接触者のうち非出願者及び入学辞退者に対する，なぜ出願・入学しなかったのかの調査の分析結果に基づき，本学のオープンキャンパスの課題である参加者からの受験率及び入学率の底上げを図る。

高校訪問については，高校側からも歓迎されるような訪問形態に引き続き留意しつつ，進路指導担当教員に頼らない本学教員と高校教員との連携を強化するなどにより，学生確保に繋げる。

上記に加えて，本学では令和6年度入試より，経済的な支援を行い学生に高い意欲を持って学修に臨んでもらうため，入学料優遇制度である「リーダー優遇制度」及び「離島振興対策実施地域応援優遇制度」を実施している。前者は，高校生活の課外活動で得たリーダーとしての能力を持つ生徒が修学意欲を高く持ち，大学生活でもその能力を発揮することを目的とし，対象となる選抜区分で合格し，次のいずれかの条件（①高等学校在学中に，生徒会3役（会長・副会長・会計または財務委員長）を半年以上経験した者。②高等学校在学中に，部員が3名以上のクラブ部長を半年以上経験した者。）を満たす者に対して入学料23万円を全額免除する制度である。後者は，離島振興法の理念に基づき当該地域出身者の教育の振興に貢献することを目的とし，対象となる選抜区分で合格し，次のいずれかの条件（①国の定める「離島振興対策実施地域」の出身者もしくは居住する者。②国の定める「離島振興対策実施地域」にある高等学校・高等専門学校の出身者。）を満たす者に対して入学料23万円を全額免除する制度であり，この2つの入学料優遇制度を継続して実施し，学生の修学支援を行う。

オープンキャンパスの内容を充実させていくこと，高校との関係を強化していくこと，生徒・保護者への経済的支援を行うこと等の取組みと入学広報活動を積極的に展開することで，収容定員変更後も入学者の確保を図る。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

本学では、上述したオープンキャンパス、高校訪問、入学料の優遇制度に加え、広島県、山口県、山陰地区、愛媛県へのテレビCM放映、広島地区等へのラジオCM放送、県内外への電照広告、SNS広報（主にInstagramによる学内イベント、学生活動、教員の研究活動等の情報発信）、比治山女子高校オープンスクールへのブース参加等の学生募集活動を行っている。その効果により令和6年3月23日に実施した高校2年生向けオープンキャンパスの参加者が昨年に比べてほぼ倍増していることから、令和7年度入試に繋ぐオープンキャンパスの参加者等総数は、令和5年度入試に繋ぐオープンキャンパスの水準を大きく超える人数を見込める。

【資料10】～【資料11】の直近5年間の志願者数、合格者数、入学者数、歩留率の平均値を参考にした上で、「（2）人材需要の社会的な動向等学生確保に向けた取組み ④ 既設組織の定員充足の状況」で説明した見込み、上述した学生確保に向けた取組と見込まれる効果等を総合的に判断し、令和7年度の入学者の見込み数は幼児教育科50名、総合生活デザイン学科50名の入学者を見込めると考えている。

② 競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

県内の短期大学で立地が同じ広島市であること、入学定員及び収容定員規模が同等程度であること、同系列の学問分野があり教育内容が類似していることを踏まえ競合校を抽出した。

競合校について、高大連携の観点及び幼児教育環境の観点から比較分析を行った。高大連携の観点において、本学を置く比治山学園は、比治山女子高等学校を併設しており、大学と高校との距離が近いため、本学では比治山女子高校と連携し、本学に対する生徒の関心を高める相互交流活動（アカデミックインターン）を実施している。このアカデミックインターンでは、生徒が自分の進路に合った分野の実習を行うことで、自身の個性や進路に対する適性を把握し、学習意欲や進路意識を高め、自身の進路に対して主体的に探究しようとする態度を育てることを目的としている。オープンキャンパスの体験授業とは異なる実習の受講に加えて、短大教員の顔が生徒に見えること等を踏まえて、本学への志望も湧きやすい環境であるため、競合校と比べ一定数ではあるが学生確保に優位であると考えている。

幼児教育環境の観点においては、本学は付属幼稚園を併設しており、競合校と比べ、園児との距離が近い環境であることから、実習だけではなく年間を通して子ども達と様々な行事等に関わることができるため、より深い学びや視点を身につけることができる。

以上の高大連携の観点及び幼児教育環境の観点からの分析において、本学は競合校と

比較して、併設校である比治山女子高校との距離を活かした大学と高校の相互交流活動（アカデミックインターン）による学生募集活動に加えて、付属幼稚園の併設による、より深い学びや視点を身につけることができる教育環境等を踏まえて、本学は競合校より優位であるといえる。

イ 競合校の入学志願動向等

競合校の過去3年間の入学志願状況は【資料18】に示すとおり、短期大学全体の入学定員充足率は、本学と同様に未充足となっており、令和4年度まで80%台を維持していたが、令和5年度では8割を切っている。令和5年度の入学者数は前年度比▲10.4%の181人となった。入学者動向を学科別で見えていくと、本学の幼児教育科の同系統学科は、令和4年度以降、入学定員充足率が7割を下回っており、令和5年度では入学定員充足率が5割を切っている。本学の総合生活デザイン学科の同系統学科は、令和3年度は入学定員が未充足だったが、令和4年度以降、入学定員充足率が100%を超えて改善している。S学科では、令和4年度までは入学定員が未充足だったが、令和5年度の入学定員充足率は100%を超えて改善した。

以上のことから、競合校は家政系学科及びS学科の入学定員は充足しているが、短期大学全体では本学と同様に定員割れの状況である。本学と競合校の全体の入学定員充足率に大きな差がないことや、後述する定員を充足できる根拠等を総合的に判断して入学定員変更後においても、学生確保は可能であると考えている。

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等

ここでは、収容定員を変更する本学の各学科の学問系統に近い広島県内の短期大学の入学定員状況について分析する。

幼児教育科では、【資料19】に示すとおり、教育系の学科を設置している広島県内の短期大学は3大学3学科であり、全学科が未充足であるが、本学の幼児教育科入学定員充足率は上位2位（77.0%）に位置していることから、広島県内で教育系の学科を志望する受験生から本学が高い評価を得ていると考えている。

総合生活デザイン学科は、【資料19】に示すとおり、家政系の学科を設置している広島県内の短期大学は3大学3学科であり、入学定員を満たしていない短期大学は本学を含み、2大学2学科である。本学の総合生活デザイン学科の入学定員充足率は48.0%で最も低いですが、入学者数は上位2位（48名）であることから、学生確保はできており、入学定員を減ずることで定員を充足できると考えている。

以上のとおり、他大学と比較分析した各学科の入学定員充足状況や、上述した、高大連携の観点、幼児教育環境の観点等を総合的に判断した結果、本学の幼児教育科及び総合生活デザイン学科は、入学定員変更後においても定員を充足することができると考えている。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

本学の初年度納付金は、【資料20】に示すとおり、幼児教育科及び総合生活デザイン学科1,205,430円、美術科1,305,430円となっている。物価高騰が続いている状況ではあるが、入学定員変更の際に変更することなく、現行と同額とする。

本学は、教育目的である「『悠久不滅の生命の理想に向かって精進する』人間を育成する」ための教育体制の維持・発展を図るため、学生の過大な負担とならないこと、他大学との競争力を維持できる妥当な金額であること等、総合的に配慮し、広島県内私立短期大学の学生納付金等も参考にしながら学生納付金を設定している。

【資料20】に示すとおり、本学の初年度納付金は相対的に若干高い設定になっているが、入学金の設定は他大学の平均額と同等程度である点や、本学独自の奨学金制度、日本学生支援機構並びに民間金融機関の奨学金支援が整備されていることに加え、延納・分割納申請ができる点等を踏まえて、本学は学生及び保護者の経済的事情に配慮しており、現在の学生納付金の設定は適切なものであると判断している。

③ 先行事例分析

先行事例がないため、省略。

④ 学生確保に関するアンケート調査

収容定員変更に係る学則変更の届出のため省略。

⑤ 人材需要に関するアンケート調査等

収容定員を変更する組織で養成する人材の需要について、「（２）人材需要の社会的な動向等 ①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析」で説明したとおり、本学の幼児教育科及び総合生活デザイン学科はコミュニケーション力、課題を分析し問題解決する力の養成をはじめ、地域の企業が求めるスキルを育成する教育を実施しており、その結果として、【資料21】の比治山大学短期大学部の就職・進学等の状況に示すとおり、直近3年の就職希望者に対する内定率（希望者就職率）は、全年度、幼児教育科及び総合生活デザイン学科の両学科とも100%に近い数値となっている。さらに、比治山大学短期大学部への求人は、両学科とも3年連続で定員を超える求人社数となっていることから、本学の養成する人材は、社会において需要があると考えている。

（４）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

これまで述べてきたことを踏まえて、本学の幼児教育科及び総合生活デザイン学科の入学定員の変更を行う合理性について説明する。幼児教育科は、現行の入学定員100人から50人に、総合生活デザイン学科は現行の入学定員70人から50人に変更する。なお、美術科

の定員は変更しない。この変更により、短期大学部全体の入学定員は現行の240人から170人、収容定員は現行の480人から340人に減少する。

広島県内高卒者の短期大学への進学状況は、【資料6】に示すとおり、2014年から2023年までに、高卒者そのものが7.1%減少しており、短期大学への進学者は2014年は1209人いたが、2023年では610人まで落ち込み、わずか10年近くで半数近く（49.5%）も減少した。

過去5年間ににおける広島県の短期大学学科数、志願倍率、入学定員充足率をみると、【資料8】に示すとおり、令和5年度の広島県の短期大学は、10学科設置しており、志願倍率0.88倍、入学定員充足率73.80%となっている。令和元年度から令和3年度までの志願倍率は1.00倍超えであったが、令和4年度は0.97倍、令和5年度は0.88倍に減少し、入学定員充足率は5年連続で100%を切っており、減少傾向であることに加え、令和5年度は8割を下回り、慢性的な未充足が続いている。

さらに、リクルート進学総研マーケットリポートによると、【資料22】の大学・短期大学・専門学校進学率に示すとおり、2023年の広島県の短期大学進学率は全国で6番目に低い2.8%であり、広島県は全国的にみて、短期大学への進学ニーズが低い地域であるため、入学定員を充足することが難しい状況にある。

本学の入学定員及び収容定員の充足状況についても【資料13】に示すとおり、全体的な減少傾向にある。3頁から4頁で説明した18歳人口の動向、短期大学への進学率の低下、教育系学科への志願者数の低下等といった全国的な状況の中で、本学の幼児教育科においてもその影響を受け始めており、令和5年度以降、入学者数及び学生数の減少が目立つ。

総合生活デザイン学科においても、18歳人口の動向、短期大学への進学率の低下等による近年の高等教育を取り巻く環境の変化により、令和6年度に入学定員の減員（100→70）などを行い、高等教育を取り巻く環境下においても、学生への教育内容がこれまで以上に担保できるよう同学科の専門教育科目の教育課程の内容の改編を図るとともに、規模の適正化に努めたが、令和6年度の同学科における入学定員70名に対し、入学者数は37名に留まるなど、厳しい結果となった。

以上のことから、短期大学の全国的・地域的動向や、本学の入学定員及び収容定員状況等を踏まえて、幼児教育科及び総合生活デザイン学科の入学定員を早急に適正化する必要がある。なお、入学定員変更後の入学者の見込みについては、「（2）人材需要の社会的な動向等④既設組織の定員充足の状況」や「（3）学生確保の見通し」で説明したとおり、十分に学生確保が可能であるとともに、教員数は減じないことで学生一人ひとりにきめ細かな教育・指導を行うため、教育の質保証は維持できることから、両学科の入学定員減は合理的な対応であると考えている。

学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）

【目次】

【資料1】 本学（短期大学部）の広島県出身の入学者数	2
【資料2】 本学の広島県就職者数（広島県を所在地とする就職先への卒業生の就職内定者）	2
【資料3】 2023(令和5)年度就職先企業アンケート調査結果「企業が新入社員に求めるスキル」	3
【資料4】 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移	4
【資料5】 中国地区の18歳人口予測（2023年～2035年）	5
【資料6】 中国地区の高卒者の進学者数・進学率（現役）の推移	6
【資料7】 既設組織の都道府県の短期大学への入学状況	7
【資料8】 過去5か年における広島県の短期大学の学科数、志願倍率、入学定員充足率	8
【資料9】 過去5か年における全国の短期大学の学科系統別の学科数、志願倍率、入学定員充足率	8
【資料10】 既設学科等の入学定員の充足状況 幼児教育科	9
【資料11】 既設学科等の入学定員の充足状況 総合生活デザイン学科	10
【資料12】 既設学科等の入学定員の充足状況 美術科	11
【資料13】 比治山大学短期大学部の定員充足状況	12
【資料14】 広島県内短期大学の教育系学科及び家政系学科の入学定員充足状況	13
【資料15】 出生数，合計特殊出生率の推移	14
【資料16】 保育所の利用児童数の今後の見込み	14
【資料17】 既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績	15
【資料18】 本学及び競合校との入学志願動向比較	16
【資料19】 2023年度入試における広島県内の短期大学の学科系統別の入学定員状況	17
【資料20】 近隣私立短期大学の初年次納付金	18
【資料21】 比治山大学短期大学部 就職・進学等の状況	19
【資料22】 大学・短期大学・専門学校進学率	20

【資料1】 本学（短期大学部）の広島県出身の入学者数

	令和元年度 入学者	令和2年度 入学者	令和3年度 入学者	令和4年度 入学者	令和5年度 入学者
入学者数	233	245	241	238	195
広島県の高校出身者数	204	208	199	201	163
広島県出身率	87.6%	84.9%	82.3%	84.5%	83.6%

（本学調査）

【資料2】 本学の広島県就職者数（広島県を所在地とする就職先への卒業生の就職内定者）

令和6年4月1日現在

	令和元年度 卒業生	令和2年度 卒業生	令和3年度 卒業生	令和4年度 卒業生	令和5年度 卒業生
就職内定者数	184	158	176	166	165
広島県就職者数	157	145	157	136	134
広島県就職率	85.3%	91.8%	89.2%	81.9%	81.2%

（本学調査）

【資料3】 2023(令和5)年度就職先企業アンケート調査結果「企業が新入社員に求めるスキル」

問9. 貴社が新入社員に求めるスキルを、それぞれの項目について、1～6のあてはまる番号1つに○をつけてください。

	非常にあてはまる (%)	あてはまる (%)	ややあてはまる (%)	あまりあてはまらない (%)	あてはまらない (%)	全くあてはまらない (%)
課題に取り組むために、必要な情報を自分で集めることができる	15.9	57.9	23.0	2.4	0.8	0.0
集めた情報に基づいて、論理的に考えることができる	16.7	45.2	32.5	5.6	0.0	0.0
自分の興味関心に基づいて、課題やテーマを設定することができる	11.1	45.2	34.9	8.7	0.0	0.0
課題に取り組む際に、いろいろなアイデアを考え出すことができる	26.0	51.2	18.1	4.7	0.0	0.0
課題解決に向けて、見通しを持った企画・計画を立てることができる	20.0	48.8	26.4	4.8	0.0	0.0
自分とは異なる意見にも、耳を傾けることができる	44.9	40.9	14.2	0.0	0.0	0.0
課題解決に向けて、まわりの人と意見をやりとりすることができる	50.4	40.2	8.7	0.8	0.0	0.0
チームに貢献できるような行動をとることができる	49.2	39.7	10.3	0.8	0.0	0.0
他者との意見交換から、自分の意見の正しいところと間違っているところを振り返って把握することができる	36.2	46.5	16.5	0.8	0.0	0.0
自分やチームのアイデアを、レポートや作品などの形として表現することができる	11.1	46.8	31.7	8.7	0.8	0.8
効果的な表現方法でプレゼンテーションをすることができる	7.9	40.9	40.2	11.0	0.0	0.0
自分で気づいて発見した社会や地域の課題について、解決に向けて取り組むことができる	14.3	50.0	25.4	9.5	0.8	0.0

(本学調査)

調査の概要

対 象:比治山大学 令和4(2022)年度卒業生(2019年度生)就職先企業 169社

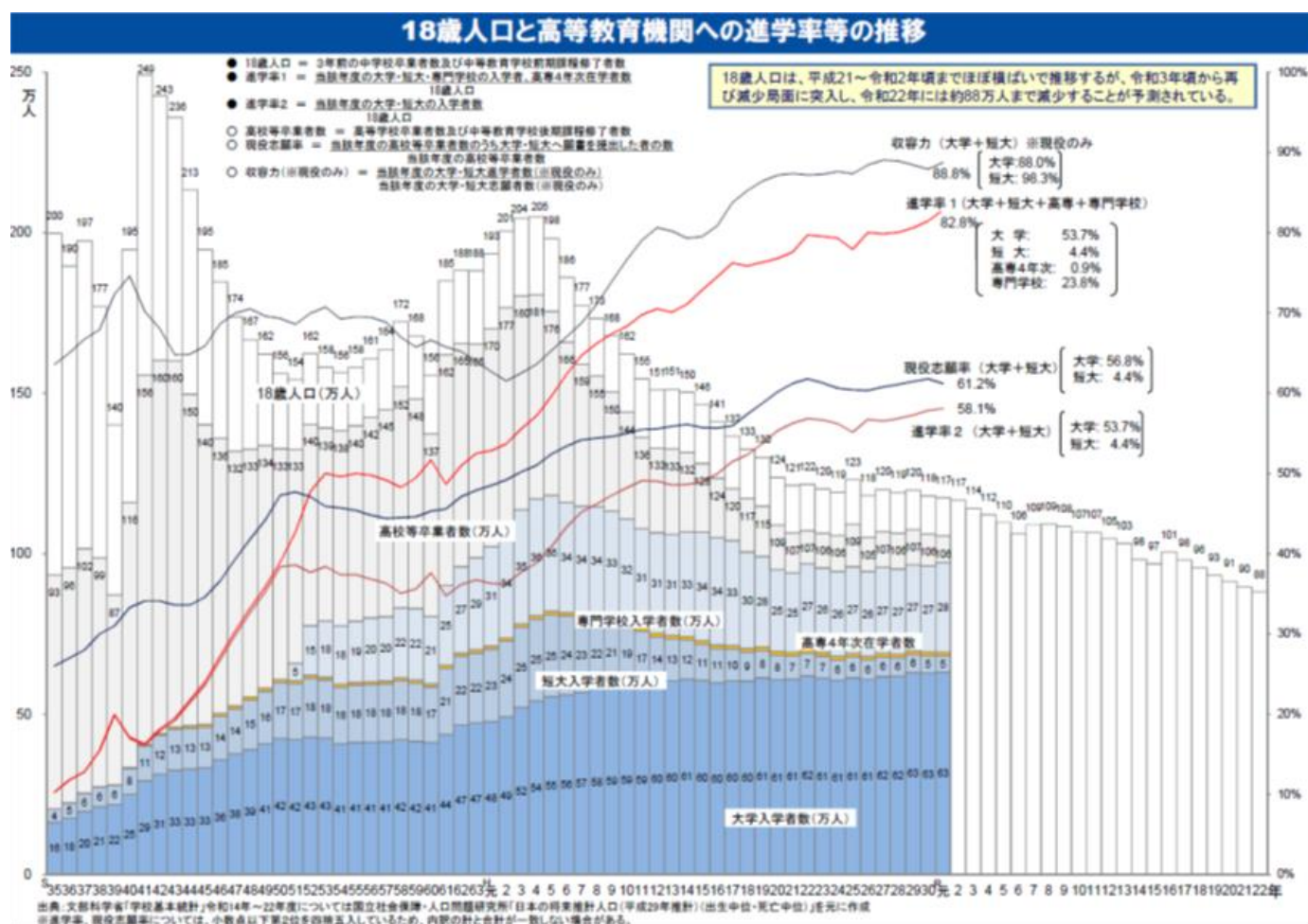
比治山大学短期大学部 令和4(2022)年度卒業生(2021年度生)就職先企業 100社

調査方法:インターネット調査

調査期間:2023(令和5)年12月27日～2024(令和6)年2月5日

回収状況:発送269件、回収132件(49.1%)

【資料4】 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



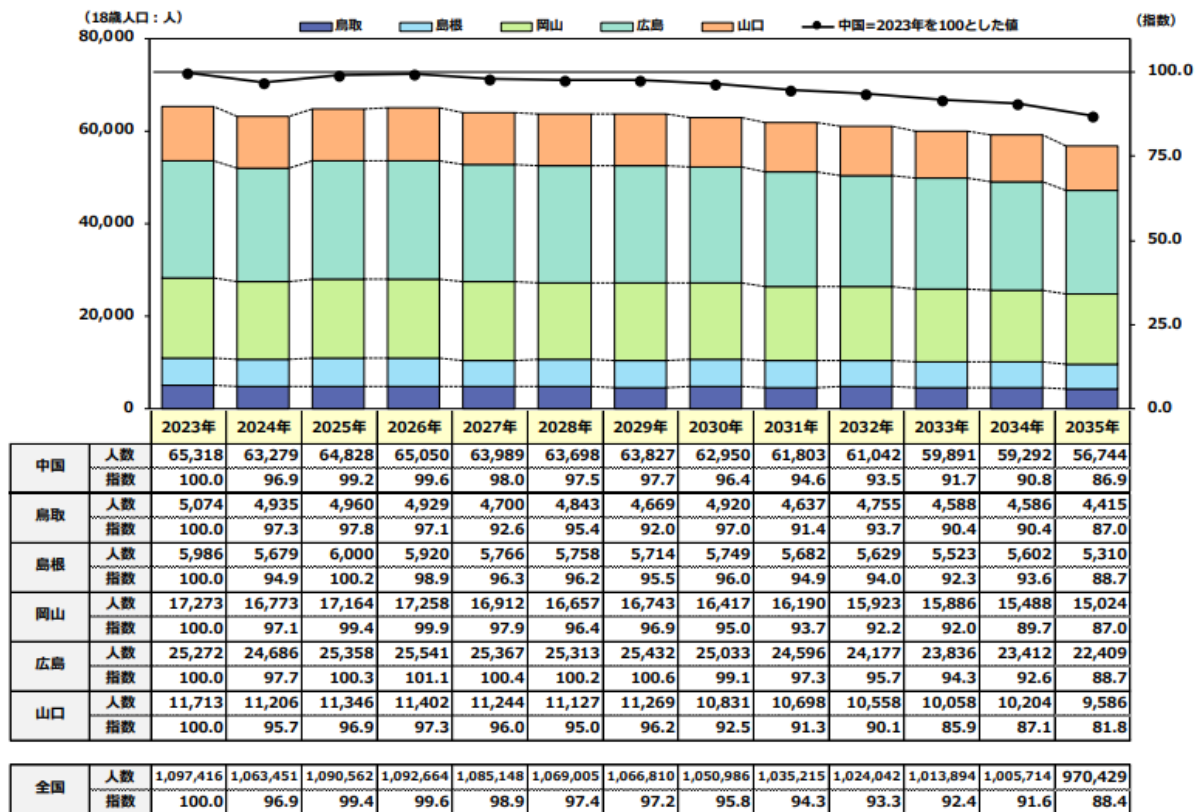
(出典：文部科学省)

【資料5】中国地区の18歳人口予測（2023年～2035年）

18歳人口予測（全体：中国：2023～2035年）

■2023年65,318人→2035年56,744人（8,574人減少）

- ・中国エリアは8,574人・13.1%減少し、全国の減少率11.6%を1.5ポイント上回る。
- ・2024年に63,279人まで減少し、そこから2026年にかけて1,771人増加した後再び減少し、2029年に微増するが、2030年以降は減少傾向。
- ・減少率が高いのは、山口県（2023年比較18.2%減少）。
- ・減少数が多いのは、広島県（2023年25,272人→2035年22,409人、2,863人減少）。



※データ元：文部科学省「学校基本調査」

(出典：リクルート進学総研マーケットリポート2023 Vol.127 2024年2月号)

【資料6】中国地区の高卒者の進学者数・進学率（現役）の推移

			2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
鳥取	卒業生数（人）		4,922	5,055	4,900	4,881	4,945	4,900	4,805	4,718	4,679	4,590
	進学者数 （人）	大学	1,592	1,673	1,692	1,658	1,758	1,767	1,794	1,825	1,910	2,036
		短期大学	427	410	387	363	389	330	360	343	310	327
		専門学校	942	1,005	924	940	861	918	904	935	892	900
	進学率 （%）	大学	32.3	33.1	34.5	34.0	35.6	36.1	37.3	38.7	40.8	44.4
		短期大学	8.7	8.1	7.9	7.4	7.9	6.7	7.5	7.3	6.6	7.1
		専門学校	19.1	19.9	18.9	19.3	17.4	18.7	18.8	19.8	19.1	19.6
島根	卒業生数（人）		6,183	6,183	5,905	6,045	6,051	6,044	5,949	5,837	5,554	5,512
	進学者数 （人）	大学	2,408	2,377	2,315	2,318	2,491	2,426	2,369	2,451	2,485	2,481
		短期大学	478	462	457	432	314	331	287	289	214	255
		専門学校	1,451	1,299	1,247	1,332	1,208	1,286	1,287	1,255	1,279	1,248
	進学率 （%）	大学	38.9	38.4	39.2	38.3	41.2	40.1	39.8	42.0	44.7	45.0
		短期大学	7.7	7.5	7.7	7.1	5.2	5.5	4.8	5.0	3.9	4.6
		専門学校	23.5	21.0	21.1	22.0	20.0	21.3	21.6	21.5	23.0	22.6
岡山	卒業生数（人）		17,094	17,666	17,723	17,936	17,356	17,695	17,451	16,969	16,453	16,004
	進学者数 （人）	大学	7,633	7,868	7,972	8,285	8,018	8,435	8,270	8,392	8,242	8,465
		短期大学	926	891	845	739	752	699	648	659	676	550
		専門学校	2,935	3,010	2,961	3,060	2,796	2,825	3,149	3,141	3,128	2,611
	進学率 （%）	大学	44.7	44.5	45.0	46.2	46.2	47.7	47.4	49.5	50.1	52.9
		短期大学	5.4	5.0	4.8	4.1	4.3	4.0	3.7	3.9	4.1	3.4
		専門学校	17.2	17.0	16.7	17.1	16.1	16.0	18.0	18.5	19.0	16.3
広島	卒業生数（人）		23,401	23,758	23,468	23,780	23,225	23,237	23,356	22,575	22,309	21,748
	進学者数 （人）	大学	12,766	13,076	13,031	13,413	13,195	13,285	13,443	13,189	13,529	13,401
		短期大学	1,209	1,145	985	984	840	761	818	723	663	610
		専門学校	3,288	3,329	3,055	2,807	2,576	2,761	2,939	2,783	2,887	2,653
	進学率 （%）	大学	54.6	55.0	55.5	56.4	56.8	57.2	57.6	58.4	60.6	61.6
		短期大学	5.2	4.8	4.2	4.1	3.6	3.3	3.5	3.2	3.0	2.8
		専門学校	14.1	14.0	13.0	11.8	11.1	11.9	12.6	12.3	12.9	12.2
山口	卒業生数（人）		11,366	11,488	11,396	11,431	11,399	11,095	11,172	10,615	10,350	10,066
	進学者数 （人）	大学	4,046	4,262	4,197	4,260	4,334	4,117	4,343	4,099	4,129	4,213
		短期大学	643	619	582	590	587	560	503	489	492	413
		専門学校	2,102	1,921	1,932	1,887	1,889	1,779	1,871	1,732	1,779	1,584
	進学率 （%）	大学	35.6	37.1	36.8	37.3	38.0	37.1	38.9	38.6	39.9	41.9
		短期大学	5.7	5.4	5.1	5.2	5.1	5.0	4.5	4.6	4.8	4.1
		専門学校	18.5	16.7	17.0	16.5	16.6	16.0	16.7	16.3	17.2	15.7

※データ元：文部科学省「学校基本調査」

・卒業生数：高等学校卒業した人数（全日制・定時制＋中等教育学校後期課程）

・進学者数：高等学校卒業生のうち、大学・短期大学・専門学校（※）に進学した人数

・進学率（現役）：進学者数（大学・短期大学・専門学校（※））÷高等学校卒業生数（全日制・定時制＋中等教育学校後期課程）

※専門学校＝専修学校専門課程

（出典：リクルート進学総研マーケットリポート2023 Vol.127 2024年2月号）

【資料7】 既設組織の都道府県の短期大学への入学状況

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位5都道府県）※直近年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	広島県	162人	88.0%
2	山口県	10人	5.4%
3	島根県	6人	3.3%
4	奈良県	3人	1.6%
5	鹿児島県	3人	1.6%
	全 体	184人	100.0%

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県)	充足率		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	広島県	87.47%	82.66%	73.80%

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

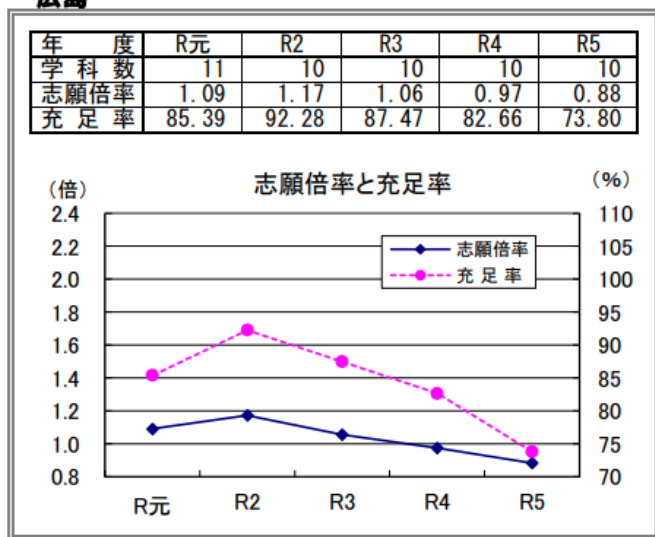
○新設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	教育系	78.98%	73.96%	68.36%
2	家政系	80.72%	78.93%	70.16%

（文部科学省 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引 143 頁に基づき作成）

【資料 8】 過去 5 か年における広島県の短期大学の学科数、志願倍率、入学定員充足率

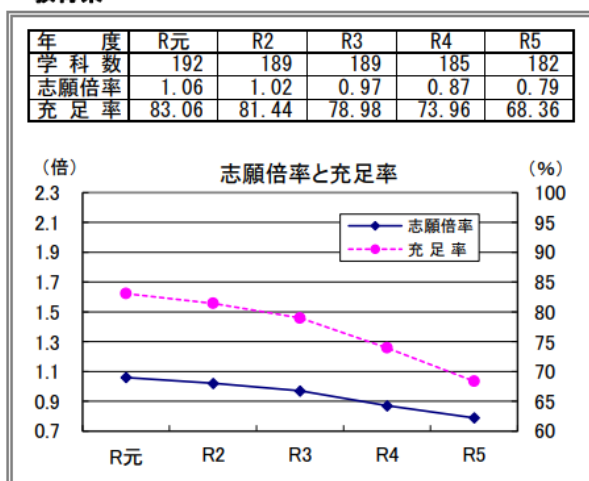
広島



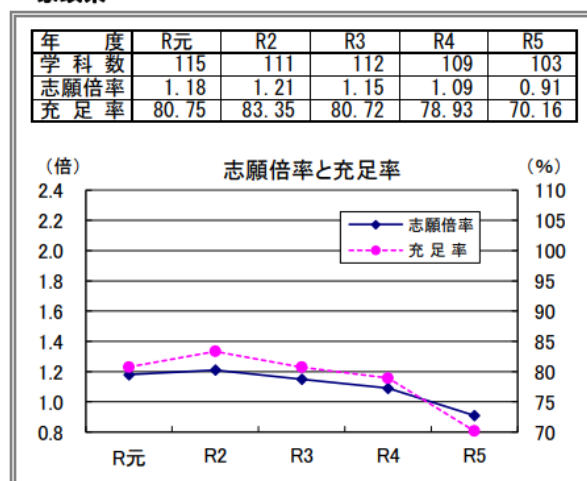
(出典：日本私立学校振興・共済事業団「令和 5 (2023) 年度私立大学・短期大学等入学志願動向」)

【資料 9】 過去 5 か年における全国の短期大学の学科系統別の学部数、志願倍率、入学定員充足率

教育系



家政系



(出典：日本私立学校振興・共済事業団「令和 5 (2023) 年度私立大学・短期大学等入学志願動向」)

【資料 10】既設学科等の入学定員の充足状況 幼児教育科

既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）

大学学部学科等名： 比治山大学短期大学部幼児教育科

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

		H31年度入試	R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	平 均
総合型選抜	募集人数	20人	20人	20人	20人	20人	20人
	延べ人数	志願者数	65人	70人	55人	48人	45人
		受験者数	65人	70人	55人	48人	43人
		合格者数	63人	62人	51人	47人	42人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	1人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	65人	70人	55人	48人	45人
		受験者数	65人	70人	55人	48人	43人
		合格者数	63人	62人	51人	47人	42人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	1人	0人	0人	0人
	入学者数	63人	61人	51人	47人	42人	53人
	募集人数	45人	45人	45人	45人	45人	45人
	延べ人数	志願者数	29人	33人	39人	53人	34人
学校推薦型選抜		受験者数	28人	33人	39人	53人	34人
		合格者数	28人	33人	39人	50人	34人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	1人	1人	1人
	実人数	志願者数	29人	33人	39人	53人	34人
		受験者数	28人	33人	39人	53人	34人
		合格者数	28人	33人	39人	50人	34人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	1人	1人	1人
	入学者数	28人	33人	38人	49人	33人	36人
	募集人数	30人	30人	30人	30人	30人	30人
	延べ人数	志願者数	3人	24人	11人	2人	8人
		受験者数	3人	24人	11人	2人	8人
		合格者数	3人	11人	8人	1人	4人
一般選抜		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	3人	8人	5人	1人	3人
	実人数	志願者数	3人	20人	9人	2人	6人
		受験者数	3人	20人	9人	2人	6人
		合格者数	3人	11人	8人	1人	4人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	3人	8人	5人	1人	3人
	入学者数	0人	3人	3人	0人	1人	1人
	募集人数	5人	5人	5人	5人	5人	5人
	延べ人数	志願者数	5人	7人	3人	3人	3人
		受験者数	5人	7人	3人	3人	3人
		合格者数	4人	2人	1人	3人	1人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	3人	2人	1人	2人	1人
共通テスト利用入試	実人数	志願者数	5人	4人	2人	3人	3人
		受験者数	5人	4人	2人	3人	3人
		合格者数	4人	2人	1人	3人	1人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	3人	2人	1人	2人	1人
	入学者数	1人	0人	0人	1人	0人	0人
	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延べ人数	志願者数	1人	0人	0人	0人	1人
		受験者数	1人	0人	0人	0人	1人
		合格者数	0人	0人	0人	0人	1人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	1人	0人	0人	0人	1人
		受験者数	1人	0人	0人	0人	1人
その他の特別選抜		合格者数	0人	0人	0人	0人	1人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	1人	0人	0人	0人	1人
		受験者数	1人	0人	0人	0人	1人
		合格者数	0人	0人	0人	0人	1人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	募集人数	100人	100人	100人	100人	100人	100人
	延べ人数	志願者数	103人	134人	108人	106人	91人
		受験者数	102人	134人	108人	106人	89人
		合格者数	98人	108人	99人	101人	82人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	6人	11人	7人	4人	5人
合計	実人数	志願者数	103人	127人	105人	106人	89人
		受験者数	102人	127人	105人	106人	87人
		合格者数	98人	108人	99人	101人	82人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	6人	11人	7人	4人	5人
	入学者数	92人	97人	92人	97人	77人	91人

3. 入学定員充足率

	H31年度入試	R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	平 均
入 学 定 員	100人	100人	100人	100人	100人	100
入 学 定 員 充 足 率	0.92	0.97	0.92	0.97	0.77	0.91
歩 留 率	0.94	0.90	0.93	0.96	0.94	0.93

（文部科学省 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引 144 頁に基づき作成）

【資料 11】既設学科等の入学定員の充足状況 総合生活デザイン学科

既設学科等の入学定員の充足状況（直近５年間）

大学学部学科等名： 比治山大学短期大学部総合生活デザイン学科

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

		H31年度入試	R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	平 均
総合型選抜	募集人数	25人	25人	25人	25人	25人	25人
	延べ人数	41人	24人	43人	23人	25人	31人
	志願者数	41人	24人	43人	23人	25人	31人
	受験者数	41人	24人	43人	23人	25人	31人
	合格者数	41人	24人	43人	23人	25人	31人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	1人	0人	2人	0人	1人	1人
	実人数	41人	24人	43人	23人	25人	31人
	志願者数	41人	24人	43人	23人	25人	31人
	受験者数	41人	24人	43人	23人	25人	31人
	合格者数	41人	24人	43人	23人	25人	31人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	1人	0人	2人	0人	1人	1人
学校推薦型選抜	入学者数	40人	24人	41人	23人	24人	30人
	募集人数	50人	50人	50人	50人	50人	50人
	延べ人数	26人	44人	36人	36人	21人	33人
	志願者数	26人	44人	36人	36人	21人	33人
	受験者数	26人	44人	36人	36人	21人	33人
	合格者数	25人	44人	35人	35人	20人	32人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	1人	2人	0人	1人
	実人数	25人	44人	35人	35人	21人	32人
	志願者数	25人	44人	35人	35人	21人	32人
	受験者数	25人	44人	35人	35人	21人	32人
	合格者数	25人	44人	35人	35人	20人	32人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	1人	2人	0人	1人
一般選抜	入学者数	25人	44人	34人	33人	20人	31人
	募集人数	15人	15人	15人	15人	15人	15人
	延べ人数	22人	17人	11人	10人	7人	13人
	志願者数	22人	17人	11人	10人	7人	13人
	受験者数	21人	17人	11人	10人	7人	13人
	合格者数	21人	15人	9人	7人	5人	11人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	14人	9人	5人	4人	3人	7人
	実人数	22人	14人	11人	7人	6人	12人
	志願者数	22人	14人	11人	7人	6人	12人
	受験者数	21人	14人	11人	7人	6人	12人
	合格者数	21人	15人	9人	7人	5人	11人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	14人	9人	5人	4人	3人	7人
共通テスト利用入試	入学者数	7人	6人	4人	3人	2人	4人
	募集人数	10人	10人	10人	10人	10人	10人
	延べ人数	14人	7人	4人	7人	7人	8人
	志願者数	14人	7人	4人	7人	7人	8人
	受験者数	14人	7人	4人	7人	7人	8人
	合格者数	8人	6人	3人	4人	4人	5人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	7人	4人	2人	4人	2人	4人
	実人数	10人	5人	4人	5人	3人	5人
	志願者数	10人	5人	4人	5人	3人	5人
	受験者数	10人	5人	4人	5人	3人	5人
	合格者数	8人	6人	3人	4人	4人	5人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	7人	4人	2人	4人	2人	4人
その他の特別選抜	入学者数	1人	2人	1人	0人	2人	1人
	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延べ人数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	志願者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	受験者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	志願者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	受験者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	入学者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	募集人数	100人	100人	100人	100人	100人	100人
	延べ人数	104人	92人	94人	76人	60人	85人
	志願者数	103人	92人	94人	76人	60人	85人
	受験者数	95人	89人	90人	69人	54人	79人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	22人	13人	10人	10人	6人	12人
	実人数	99人	87人	93人	70人	55人	81人
	志願者数	98人	87人	93人	70人	55人	81人
	受験者数	95人	89人	90人	69人	54人	79人
	合格者数	95人	89人	90人	69人	54人	79人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	22人	13人	10人	10人	6人	12人
	入学者数	73人	76人	80人	59人	48人	67人

3. 入学定員充足率

	H31年度入試	R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	平 均
入 学 定 員	100人	100人	100人	100人	100人	100
入 学 定 員 充 足 率	0.73	0.76	0.80	0.59	0.48	0.67
歩 留 率	0.77	0.85	0.89	0.86	0.89	0.85

（文部科学省 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引 144 頁に基づき作成）

【資料 12】既設学科等の入学定員の充足状況 美術科

既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）

大学学部学科等名： 比治山大学短期大学部美術科

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

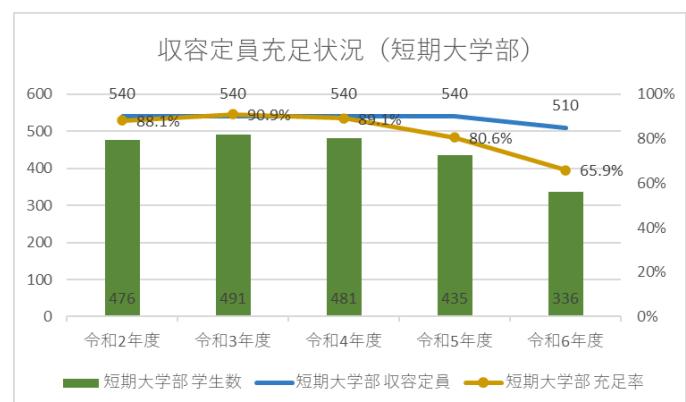
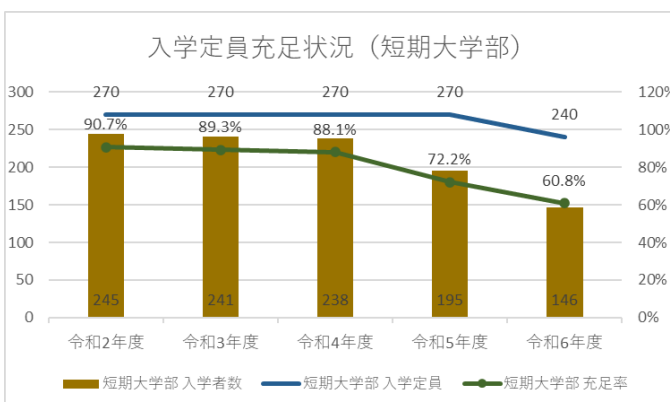
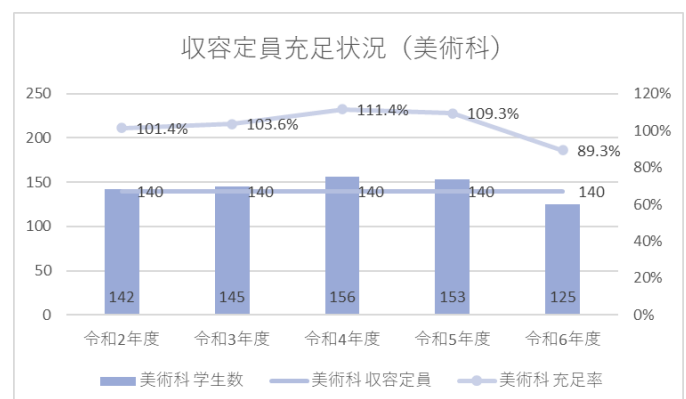
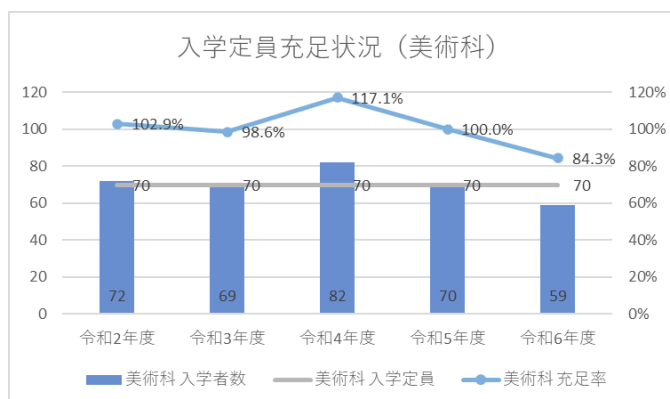
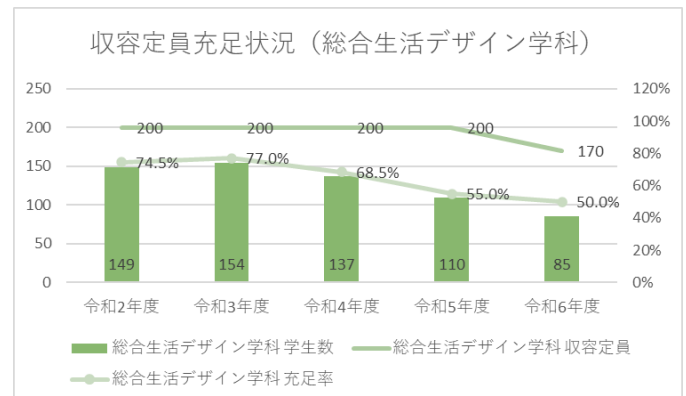
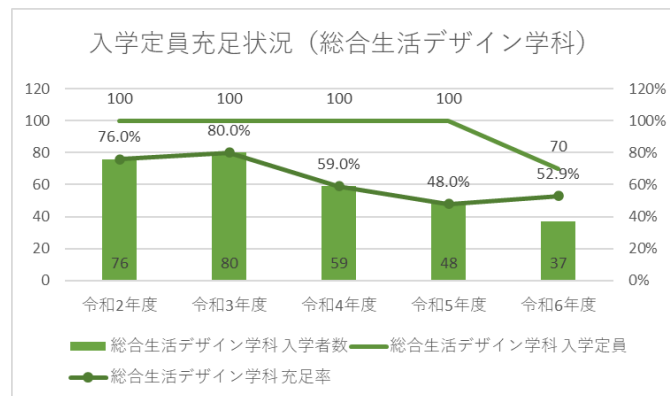
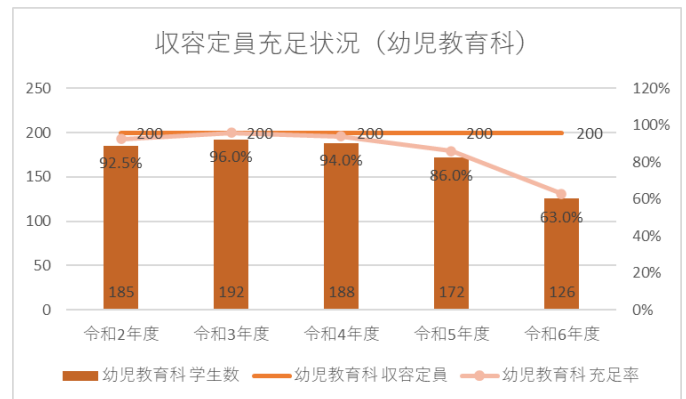
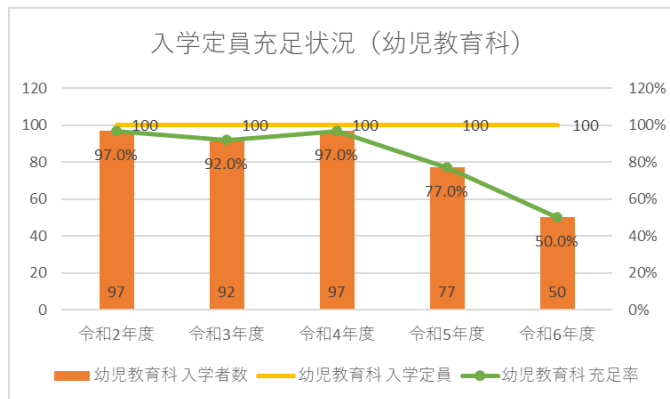
		H31年度入試	R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	平 均
総合型選抜	募集人数	15人	15人	15人	15人	15人	15人
	延べ人数	17人	24人	28人	24人	36人	26人
	志願者数	17人	24人	28人	23人	34人	25人
	受験者数	17人	24人	28人	23人	33人	25人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	1人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	1人	0人	0人	0人	0人
	実人数	17人	24人	28人	24人	36人	26人
	志願者数	17人	24人	28人	23人	34人	25人
	受験者数	17人	24人	28人	23人	33人	25人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	1人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	1人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	17人	23人	28人	23人	33人	25人
学校推薦型選抜	募集人数	35人	35人	35人	35人	35人	35人
	延べ人数	27人	29人	29人	43人	25人	31人
	志願者数	27人	28人	29人	43人	25人	30人
	受験者数	27人	28人	29人	43人	25人	30人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	1人	2人	2人	1人	0人	1人
	辞退者数	27人	29人	29人	43人	25人	31人
	志願者数	27人	28人	29人	43人	25人	30人
	受験者数	27人	28人	29人	43人	25人	30人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	1人	2人	2人	1人	0人	1人
	辞退者数	26人	26人	27人	42人	25人	29人
	入学者数	15人	15人	15人	15人	15人	15人
	募集人数	35人	40人	25人	32人	29人	32人
一般選抜	延べ人数	31人	38人	23人	27人	26人	29人
	志願者数	28人	33人	21人	25人	26人	27人
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数	13人	14人	13人	15人	18人	15人
	うち追加合格者数	34人	37人	25人	32人	29人	31人
	志願者数	31人	35人	23人	27人	26人	28人
	受験者数	28人	33人	21人	25人	26人	27人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	13人	14人	13人	15人	18人	15人
	辞退者数	15人	19人	8人	10人	8人	12人
	入学者数	5人	5人	5人	5人	5人	5人
	募集人数	21人	25人	21人	20人	17人	21人
	延べ人数	21人	25人	21人	20人	17人	21人
	志願者数	19人	15人	18人	16人	14人	16人
共通テスト利用入試	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数	11人	11人	12人	10人	10人	11人
	うち追加合格者数	21人	24人	21人	20人	17人	21人
	志願者数	21人	24人	21人	20人	17人	21人
	受験者数	19人	15人	18人	16人	14人	16人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	11人	11人	12人	10人	10人	11人
	辞退者数	8人	4人	6人	6人	4人	6人
	入学者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	募集人数	2人	0人	0人	1人	0人	1人
	延べ人数	2人	0人	0人	1人	0人	1人
	志願者数	2人	0人	0人	1人	0人	1人
	受験者数	2人	0人	0人	1人	0人	1人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
その他の特別選抜	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	2人	0人	0人	1人	0人	1人
	入学者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	募集人数	2人	0人	0人	1人	0人	1人
	延べ人数	2人	0人	0人	1人	0人	1人
	志願者数	2人	0人	0人	1人	0人	1人
	受験者数	2人	0人	0人	1人	0人	1人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	2人	0人	0人	1人	0人	1人
	入学者数	70人	70人	70人	70人	70人	70人
	募集人数	102人	118人	103人	120人	107人	110人
	延べ人数	98人	115人	101人	114人	102人	106人
	志願者数	93人	100人	96人	108人	98人	99人
合計	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数	25人	28人	27人	26人	28人	27人
	うち追加合格者数	101人	114人	103人	120人	107人	109人
	志願者数	98人	111人	101人	114人	102人	105人
	受験者数	93人	100人	96人	108人	98人	99人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	25人	28人	27人	26人	28人	27人
	辞退者数	68人	72人	69人	82人	70人	72人
	入学者数						

3. 入学定員充足率

	H31年度入試	R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	平 均
入 学 定 員	70人	70人	70人	70人	70人	70
入 学 定 員 充 足 率	0.97	1.03	0.99	1.17	1.00	1.03
歩 留 率	0.73	0.72	0.72	0.76	0.71	0.73

（文部科学省 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引 144 頁に基づき作成）

【資料 13】比治山大学短期大学部の定員充足状況



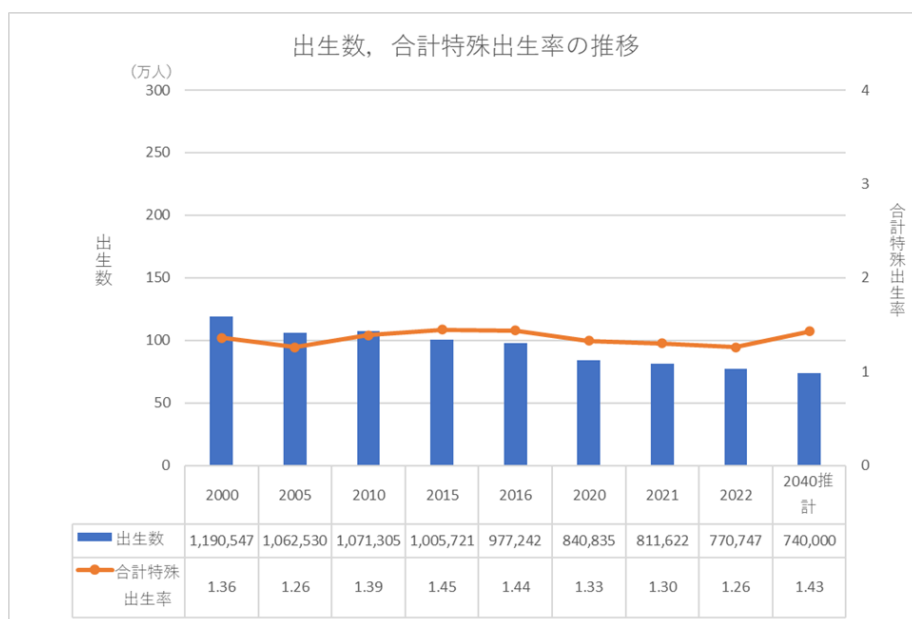
（本学調査） 令和6年4月1日現在

【資料 14】 広島県内短期大学の教育系学科及び家政系学科の入学定員充足状況

系統区分	大学・学科	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
教育系	広島文化学園短期大学 保育学科	入学者数	79	61	44
		入学定員	100	100	100
		入学定員充足率	79.0%	61.0%	44.0%
	安田女子短期大学 保育科	入学者数	150	124	120
		入学定員	150	150	150
		入学定員充足率	100%	82.7%	80.0%
	比治山大学短期大学部 幼児教育科	入学者数	92	97	77
		入学定員	100	100	100
		入学定員充足率	92.0%	97.0%	77.0%
家政系	広島文化学園短期大学 コミュニティ生活学科	入学者数	72	100	83
		入学定員	80	80	80
		入学定員充足率	90.0%	125.0%	103.8%
	山陽女子短期大学 人間生活学科	入学者数	33	29	30
		入学定員	40	40	40
		入学定員充足率	82.5%	72.5%	75.0%
	比治山大学短期大学部 総合生活デザイン学科	入学者数	80	59	48
		入学定員	100	100	100
		入学定員充足率	80.0%	59.0%	48.0%

(出典：各大学ホームページ)

【資料 15】出生数，合計特殊出生率の推移



備考

- ・2022年の数値は概数である。
- ・2040年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」における出生中位・死亡中位仮定による推計値。

（出典：厚生労働省「令和2年度版厚生労働白書」，「令和5年版厚生労働白書」）

【資料 16】保育所の利用児童数の今後の見込み

図表 2-1-6 保育所の利用児童数の今後の見込み



資料：厚生労働省子ども家庭局保育課において作成。

（注）上図の利用児童数は、0～5歳人口を基に、女性の就業率（令和7年：82%、2040年：87.2%）及びそれに伴う保育所等の利用率の上昇を踏まえて機械的に算定したものである。

0～5歳人口については、令和2年までは総務省統計局「人口推計」（平成27（2015）年国勢調査を基準とする推計値）、令和3年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2018年推計）」の出生中位・死亡中位結果による（N年の人口は「N－1」年10月1日時点）。

女性の就業率については、令和7年に82%との目標（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）に対応するとともに、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給推計」（平成31年3月29日、経済成長と労働参加が進むケース）において、2040年で87.2%まで伸びると推計されていることを踏まえて設定。

保育所等の利用率については、女性の就業率の上昇に対応するものとして算定。

（出典：厚生労働省「令和4年版厚生労働白書」）

【資料 17】既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：比治山大学短期大学部オープンキャンパス他

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	644人	801人	①取組概要 受験希望者を対象としてキャンパスを開放し、学科説明、模擬授業、在学生との懇談、入試相談、キャンパスツアーなどを実施。また、メタバースでのオープンキャンパスも実施。 R4年度入試対象（R3開催）：計9回開催 （6/12, 7/10, 8/7, 8/28, 9/25, 11/3, 11/23, 3/24, 3/31） R5年度入試対象（R4開催）：計7回開催（6/4, 8/5, 9/3, 11/3, 11/23, 11/23～30, 3/23）
うち受験対象者数 (b)	406人	328人	
うち受験者数 (c)	190人	198人	
うち入学者数 (d)	149人	178人	
（受験率 c/b）	46. 8%	60. 4%	
（入学率 d/b）	36. 7%	54. 3%	②過去の取組実績を踏まえた収容定員を変更する組織の入学者数の見込みに関する分析 コロナ禍の影響が少なくなったことで、今後のオープンキャンパス参加者数は増加すると考えており、令和6年3月に実施した春のオープンキャンパスにおいて、前年比189. 6%増の237人の参加実績があったことや、高校訪問、ガイダンス等の積極的な広報活動を行っていくこと等を踏まえて、令和5年度入試に繋ぐオープンキャンパスの水準を大きく超える人数を見込んでいる。 上述した取組実績や広島県における短期大学への進学状況等を総合的に判断して、今後のオープンキャンパス参加者からの短期大学全体の入学者数は令和5年度入試と同様に180人前後になると分析している。

（文部科学省 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引 145 頁に基づき作成）

【資料 18】 本学及び競合校との入学志願動向比較

比治山大学短期大学部		令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児教育科	志願者数	105	106	89
	受験者数	105	106	87
	合格者数	99	101	82
	入学者数	92	97	77
	入学定員数	100	100	100
	入学定員充足率	92.0%	97.0%	77.0%
総合生活 デザイン学科	志願者数	93	70	55
	受験者数	93	70	55
	合格者数	90	69	54
	入学者数	80	59	48
	入学定員数	100	100	100
	入学定員充足率	80.0%	59.0%	48.0%
美術科	志願者数	103	120	107
	受験者数	101	114	102
	合格者数	96	108	98
	入学者数	69	82	70
	入学定員数	70	70	70
	入学定員充足率	98.6%	117.1%	100.0%
短期大学部 計	志願者数	301	296	251
	受験者数	299	290	244
	合格者数	285	278	234
	入学者数	241	238	195
	入学定員数	270	270	270
	入学定員充足率	89.3%	88.1%	72.2%
競合校		令和3年度	令和4年度	令和5年度
左記と同系統 の学科	志願者数	—	—	—
	受験者数	—	—	—
	合格者数	—	—	—
	入学者数	79	61	44
	入学定員数	100	100	100
	入学定員充足率	79.0%	61.0%	44.0%
左記と同系統 の学科	志願者数	—	—	—
	受験者数	—	—	—
	合格者数	—	—	—
	入学者数	72	100	83
	入学定員数	80	80	80
	入学定員充足率	90.0%	125.0%	103.8%
S学科	志願者数	—	—	—
	受験者数	—	—	—
	合格者数	—	—	—
	入学者数	40	41	54
	入学定員数	50	50	50
	入学定員充足率	80.0%	82.0%	108.0%
短期大学 計	志願者数	—	—	—
	受験者数	—	—	—
	合格者数	—	—	—
	入学者数	191	202	181
	入学定員数	230	230	230
	入学定員充足率	83.0%	87.8%	78.7%

(出典：大学ホームページ)

※ 競合校の志願者数，受験者数，合格者数は大学ホームページ等に公開されていないため不明。

【資料 19】 2023 年度入試における広島県内の短期大学の学科系統別の入学定員状況

2023年度入試における広島県内の教育系学科の入学定員状況

大学名	学科名	入学定員	入学者数	入学定員 充足率
安田女子短期大学	保育科	150	120	80.0%
比治山大学短期大学部	幼児教育科	100	77	77.0%
広島文化学園短期大学	保育学科	100	44	44.0%

2023年度入試における広島県内の家政系学科の入学定員状況

大学	学科	入学定員	入学者数	入学定員 充足率
広島文化学園短期大学	コミュニティ生活学科	80	83	103.8%
山陽女子短期大学	人間生活学科	40	30	75.0%
比治山大学短期大学部	総合生活デザイン学科	100	48	48.0%

(出典：各大学ホームページ)

【資料 20】 近隣私立短期大学の初年次納付金

教育系	大学名	学科名	初年度納付金 (円)	左記に含まれる 入学金 (円)
	比治山大学短期大学部	幼児教育科	1,205,430	230,000
	安田女子短期大学	保育科	1,189,000	100,000
	広島文化学園短期大学	保育学科	1,150,000	250,000
		平均額	1,181,477	193,333
家政系	大学名	学科・コース名	初年度納付金 (円)	左記に含まれる 入学金 (円)
	比治山大学短期大学部	総合生活デザイン学科	1,205,430	230,000
	広島文化学園短期大学	コミュニティ生活学科	1,150,000	250,000
	山陽女子短期大学	人間生活学科 (医療事務ビジネスコース)	1,187,000	270,000
		平均額	1,180,810	250,000
芸術系	大学名	学科・コース名	初年度納付金 (円)	左記に含まれる 入学金 (円)
	比治山大学短期大学部	美術科	1,305,430	230,000
	山口芸術短期大学	芸術表現学科	1,222,000	250,000
		平均額	1,263,715	240,000

(出典：各大学ホームページ)

※ 広島文化学園短期大学のデータは2023年度入学生が対象。

※ 安田女子短期大学，山口芸術短期大学，比治山大学短期大学部のデータは2024年度入学生が対象。

※ 山陽女子短期大学のデータは2025年度入学生が対象。

【資料 21】比治山大学短期大学部 就職・進学等の状況

学科	令和2年度					求人社数
	卒業者数(a) (学位取得状況)	就職希望者数(b) (希望者就職率 c/b)	就職者数(c) (卒業生就職率 c/a)	進学者数(d) (進学率d/a)	その他(e) (率e/a)	
幼児教育科	85	77	77	2	6	486
	短期大学士 (幼児教育)	100.0%	90.5%	2.4%	7.1%	
総合生活デザイン学 科	71	61	58	1	12	711
	短期大学士 (生活学)	95.1%	81.7%	1.4%	16.9%	
美術科	63	25	23	19	21	
	短期大学士 (美術)	92.0%	36.5%	30.2%	33.3%	
合 計	219	163	158	22	39	1,197
		96.9%	72.1%	10.0%	17.8%	

学科	令和3年度					求人社数
	卒業者数(a) (学位取得状況)	就職希望者数(b) (希望者就職率 c/b)	就職者数(c) (卒業生就職率 c/a)	進学者数(d) (進学率d/a)	その他(e) (率e/a)	
幼児教育科	97	90	89	0	8	361
	短期大学士 (幼児教育)	98.9%	91.8%	0.0%	8.2%	
総合生活デザイン学 科	71	56	55	2	14	533
	短期大学士 (生活学)	98.2%	77.5%	2.8%	19.7%	
美術科	67	32	32	14	21	
	短期大学士 (美術)	100.0%	47.8%	20.9%	31.3%	
合 計	235	178	176	16	43	894
		98.9%	74.9%	6.8%	18.3%	

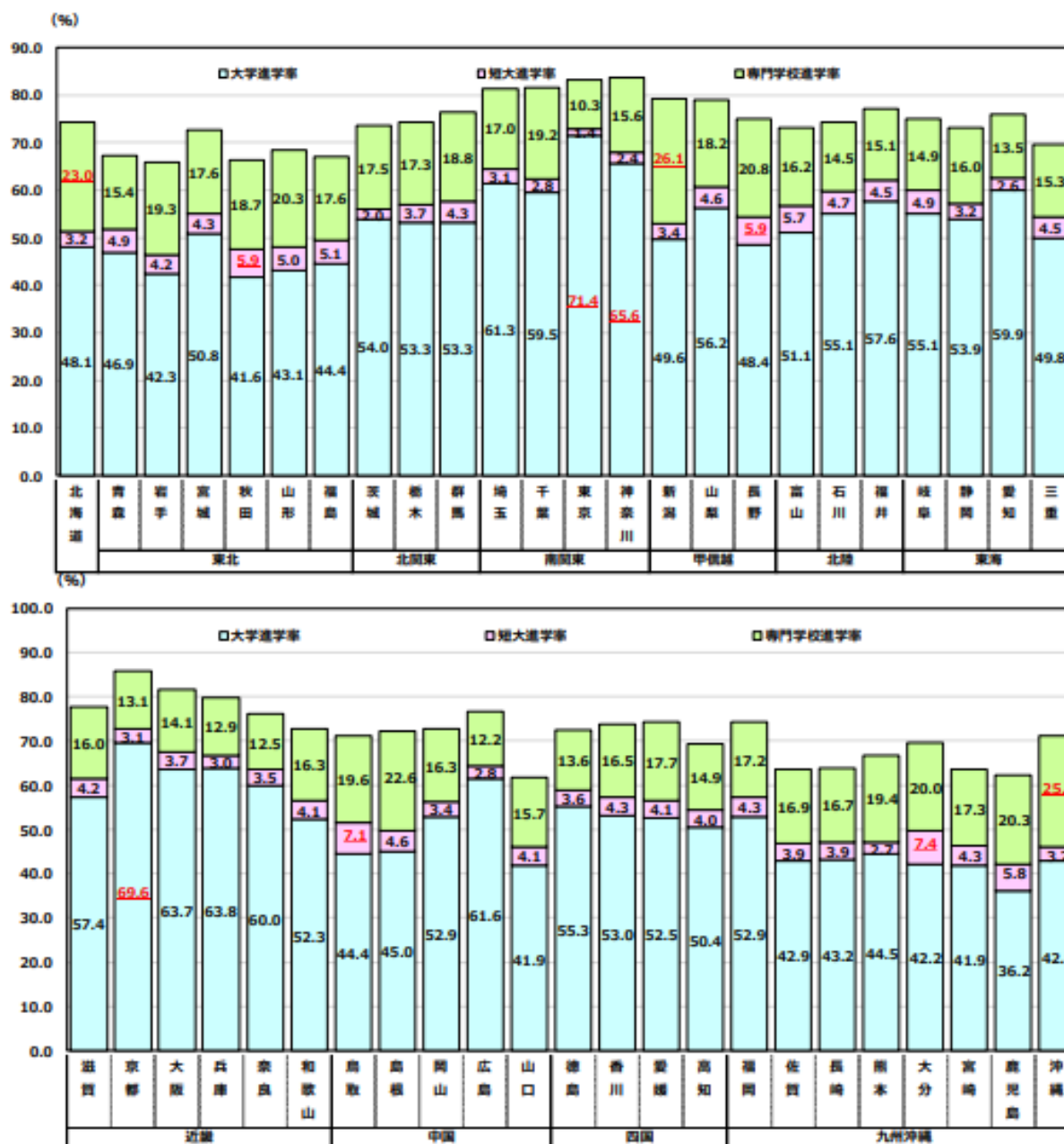
学科	令和4年度					求人社数
	卒業者数(a) (学位取得状況)	就職希望者数(b) (希望者就職率 c/b)	就職者数(c) (卒業生就職率 c/a)	進学者数(d) (進学率d/a)	その他(e) (率e/a)	
幼児教育科	86	81	81	2	3	369
	短期大学士 (幼児教育)	100.0%	94.2%	2.3%	3.5%	
総合生活デザイン学 科	74	59	58	2	14	616
	短期大学士 (生活学)	98.3%	78.4%	2.7%	18.9%	
美術科	66	27	27	21	18	
	短期大学士 (美術)	100.0%	40.9%	31.8%	27.3%	
合 計	226	167	166	25	35	985
		99.4%	73.5%	11.1%	15.5%	

(本学調査)

大学・短期大学・専門学校進学率（現役：都道府県別：2023年）

■大学進学率1位は東京、短期大学進学率1位は大分、専門学校進学率1位は新潟

大学進学率 1位：東京（71.4%） 2位：京都（69.6%） 3位：神奈川（65.6%）
 短期大学進学率 1位：大分（7.4%） 2位：鳥取（7.1%） 3位：秋田・長野（5.9%）
 専門学校進学率 1位：新潟（26.1%） 2位：沖縄（25.1%） 3位：北海道（23.0%）



※データ元：文部科学省「学校基本調査」

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	ミヤタ マコト 宮谷 真人 ＜令和5年4月＞	66	博士 (心理学)		比治山大学短期大学部学長 (令和5.4～令和9.3)



学校法人比治山学園 第6回理事会議事録

- 1 日 時 令和6年3月22日(金) 13時20分～13時30分
14時40分～15時17分
- 2 場 所 比治山大学3号館6階会議室2
- 3 理事現在数 9名(理事定数7～9名, 寄附行為第5条)
- 4 出席者 理事8名 木谷 健, 赤川安正, 市川昭彦, 宮谷真人, 大林秀則,
北村浩司, 丸子洋子, 延本真栄子
意思表示提出者1名 若林健祐
監事2名 石崎和法, 茅田 功
事務局(法人) 渡辺法人事務局長, 天野法人事務局次長, 木下監査室長,
瀬尾庶務課長, 片山人事課長, 北野経営企画課長,
和田経営企画課主監, 廣瀬経営企画課主監, 水戸経理課長,
新井図書・情報メディア課主監,
横田図書・情報メディア課主監, 松村庶務課課長補佐
(大学) 佐々木副学長, 山崎副学長, 横山事務局長, 竹迫事務局次長
(中高) 山崎副校長, 二階堂事務局長, 藤井会計課長
(幼稚園) 羽地園長

5 議事録署名者 出席理事・監事全員

6 議 題

【審議事項】

- (1) 第1号議案 令和5年度(第3回)補正予算案について
令和5年度(第3回)補正予算案の概要…………… 1-1
令和5年度資金収支・事業活動収支変更予算書(案) …… 1-2
- (2) 第2号議案 令和6年度事業計画案について
- (3) 第3号議案 令和6年度予算案について
令和6年度予算案の概要…………… 3-1
令和6年度予算編成の基礎数値…………… 3-2
- (4) 第4号議案 日本私立大学協会役員賠償責任保険制度への加入(継続)について
- (5) 第5号議案 学則及び規程等の一部改正案並びに制定案について
①情報セキュリティ関連規定の制定について…………… 概要
・学校法人比治山学園情報セキュリティ基本方針の制定案について①-1
・学校法人比治山学園情報セキュリティ基本規程の制定案について①-2
○規程の一部改正・制定(案)について…………… ②～⑨概要
②比治山大学短期大学部学則の一部改正案について
③比治山大学大学院学則の一部改正案について
④比治山大学学則の一部改正案について
⑤比治山大学短期大学部学則の一部改正案について
⑥大学紀要委員会と短期大学部紀要委員会の統合に伴う大学組織規程
等の改正案について

- ・比治山大学組織規程
- ・比治山大学短期大学部組織規程
- ⑦比治山大学・比治山大学短期大学部紀要委員会規程の制定案について
- ⑧比治山大学入学資格審査委員会規程の一部改正案について
- ⑨比治山大学大学院・比治山大学・比治山大学短期大学部諸納付金納入規程の一部改正案について
 - ・比治山女子高校を対象とした入学者選抜及び優遇制度の見直し(案)について……………資料 1
 - ・令和 7 年度編入学推薦試験制度(指定校)における入学料の見直し(案)について……………資料 2
- (6) 第 6 号議案 職員の人事異動について
- (7) 第 7 号議案 評議員の選任について

【報告事項】

- (1) 令和 6 (2024) 年度入学試験実施状況について……………報告 1
- (2) 令和 5 (2023) 年度卒業予定者の内定等状況について……………報告 2
- (3) Hijiyama Open Day 2024 の実施について……………報告 3
- (4) 大学ノベルティグッズについて……………報告 4
- (5) 令和 6 年度比治山女子中学校入試状況について……………報告 5
- (6) 令和 6 年度比治山女子高等学校入試状況について……………報告 6
- (7) 付属幼稚園新入園児手続きの状況について……………報告 7
- (8) 比治山学園教育施設等の整備に係る寄付金の受納状況について……………報告 8
- (9) 大学改革推進会議の開催状況について……………報告 9
- (10) 中・高改革推進会議の開催状況について……………報告 10

7 議事の経過及び結果

議長から、寄附行為第 16 条第 10 項の規定の要件を充足しているので開会する旨宣言の後、議案の審議に入った。その概要及び賛否の結果は、次のとおりである。

【審議事項】

人事に関する第 6 号議案及び第 7 号議案を評議員会の前に審議した。

- (6) 第 6 号議案
 - (7) 第 7 号議案
- } 省略

※ここで、一旦理事会を中断し、評議員会終了後に再開することとした。

※14 時 40 分理事会を再開した。

- | | | |
|-------------|---|----|
| (1) 第1号議案 | } | 省略 |
| (2) 第2号議案 | | |
| (3) 第3号議案 | | |
| (4) 第4号議案 | | |
| (5) 第5号議案 ① | | |

② 比治山大学短期大学部学則の一部改正案について

大学事務局長から、18歳人口の動向、広島県短期大学進学状況、幼児教育科及び総合生活デザイン学科の定員確保状況等を踏まえ、入学定員数及び収容定員数を削減し規模を適正化するために、比治山大学短期大学部学則の一部を改正することについて説明があった。

審議の結果、幼児教育科の入学定員を100人から50人に、収容定員を200人から100人に、総合生活デザイン学科の入学定員を70人から50人に、収容定員を140人から100人に削減すること、及び保育士養成施設の指定を受けた入学定員を100人から50人（収容定員200人から100人）に削減する比治山大学短期大学部学則の一部改正案について、原案のとおり承認した。改正日は令和6年3月22日、施行日は令和7年4月1日。

- | | |
|---------------|---|
| (5) 第5号議案 ③～⑨ | } |
| 【報告事項】 | |
| 【その他】 | |

以上で理事会を閉会し、本日の議決の結果を明確にするためにこの議事録を作成し、出席理事・監事全員署名押印する。

令和6年3月22日

議 長	木 谷	健	印
理 事	赤 川	安 正	印
理 事	市 川	昭 彦	印
理 事	宮 谷	真 人	印
理 事	大 林	秀 則	印
理 事	北 村	浩 司	印
理 事	丸 子	洋 子	印
理 事	延 本	真栄子	印
監 事	石 崎	和 法	印
監 事	茅 田	功	印



この写しは原本と相違ありません。

令和6年4月17日

学校法人 比治山学園

理事長 木谷

健

